

1 議 事 日 程 (4日目)

[令和2年太宰府市議会第4回(12月)定例会]

令和2年12月15日

午前10時開議

於 議 事 室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

順位	質問者氏名 (議席番号)	質 問 項 目
1	小 畠 真由美 (9)	<p>1. 効果的な行財政運営について</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大による景気の影響は長期化することが懸念されており、今後の市の財政運営は非常に厳しいものになることが予測される。財政スキームの構築が求められる中、市の財政を圧迫する最大の課題である公共施設の老朽化問題の視点から、4点伺う。</p> <p>(1) 平成29年に策定された「太宰府市公共施設等総合管理計画」によると、公共施設をこのまま存続させた場合、改修、更新に年間約22.8億円かかると試算されている。保有総量の削減を早急に進めていくべきである。実行計画である「公共施設再編計画」の今後の取り組みについて伺う。</p> <p>(2) 保有資産や公共空間の活用などを通じ、公共施設の最大限の有効活用をはかるための取り組みを伺う。</p> <p>(3) 全てのハコモノ資産について、建築データ、利用率、維持管理コスト、施設点検内容等一元管理し、短期的な維持管理などの適正化をはかる。また、メンテナンスサイクルに技術職などの専門的意見を積極的に取り入れ、職員のコスト意識の向上を図る必要があると考えるが、見解を伺う。</p> <p>(4) (仮)行政改革推進本部や(仮)公共施設マネジメント課など、行財政改革を推進し、始まったばかりの公共施設再編への組織体制を構築すべきであると考えているが、見解を伺う。</p>
2	門 田 直 樹 (15)	<p>1. 太宰府歴史スポーツ公園について</p> <p>6月議会はコロナ対策のため文書で回答を受けたが、不明点が多い。以下について伺う。</p> <p>(1) 無許可倉庫群の撤去に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「各団体から出された様々な課題」とは何か。 ・「方向性を定める」とのことだが進捗を伺う。

		<p>(2) 芝の剥ぎ取りやフェンスの毀損について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士が示した市の対応の具体的な内容 ・市の実際の対応と結果 <p>(3) 「多目的広場の芝生面積が公園台帳と指定管理仕様書で違うことは認識している」と回答された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・このままでいいのか伺う。 ・減少の要因は特定できたのか、特定する努力を行ったのか伺う。 <p>(4) 市民が利用できない都市公園</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「より多くの市民の皆様親しんでいただける公園づくりを目指してまいります」と回答されているが、使えないのどう親しめばいいのか伺う。 <p>(5) 太宰府市公園条例の適用について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回答の「規定に合致した倉庫」とはなにか。 ・最低限、原状復帰つまり無許可の倉庫が全て撤去されることが条例適用のスタート時点になると考えるがご所見を伺う。
3	船越隆之 (3)	<p>1. 太宰府市観光経済のV字回復について</p> <p>9月議会において一般質問した件について、新型コロナウイルス感染症が拡大し、本市でもクラスターが発生する中、V字回復の方向性を見出せているのか伺う。</p> <p>2. 歴史と文化の環境税の用途について</p> <p>歴史と文化の環境税については、観光・産業の振興、環境の保全等まちづくりのために使用する、と定めてあるが、その詳細な用途について伺う。</p>
4	宮原伸一 (2)	<p>1. 歩行者の安全確保について</p> <p>市内道路における歩行者の安全確保について以下の2点を伺う。</p> <p>(1) 車道沿いの歩道およびガードレール・ガードパイプの整備状況と今後の計画について</p> <p>(2) スクールゾーンの設置状況と今後の設置予定について</p> <p>2. 信号機および県道の整備の計画や進捗状況について</p> <p>市内道路の信号機と県道の整備について、今後の計画と現在の進捗状況はどのようになっているか伺う。</p>
5	入江寿 (7)	<p>1. 五条（セブンイレブン前）交差点の安全安心な取り組みについて</p> <p>(1) 時差式信号機のために非常に危険な交差点であるが交差点の信号機の現状について伺う。</p> <p>(2) 安全な交差点とするために時差式信号機の改善が必要であると考えるが改善策について伺う。</p>

		(3) 歩行者が安心して利用できるよう安全を優先した交差点にするための取り組みについて伺う。
6	笠利毅 (5)	<p>1. 学校内無線LANの導入にともなう児童生徒の健康への配慮について 市内小中学校にWi-Fiが整備され、児童生徒にはタブレットが配備されることになった。電磁波に対して身体が敏感に反応する人もいることから、運用には配慮が必要と考える。市がどのように準備を進めていくか伺う。</p> <p>2. 太宰府市携帯電話基地局の設置に関する指導要綱について この要綱は、携帯電話基地局の新設にあたっては、近隣及び周辺住民への周知を図るよう定めたものである。今後、基地局が5Gに対応する必要などから、変更工事が行われることが考えられる。新設のみならず、変更にあたっては同様の定めが必要と考えるが見解を伺う。</p>

2 出席議員は次のとおりである(18名)

1番 柳原 莊一郎 議員	2番 宮原 伸一 議員
3番 船越 隆之 議員	4番 徳永 洋介 議員
5番 笠利 毅 議員	6番 堺 剛 議員
7番 入江 寿 議員	8番 木村 彰人 議員
9番 小畠 真由美 議員	10番 上 疆 議員
11番 原田 久美子 議員	12番 神武 綾 議員
13番 長谷川 公成 議員	14番 藤井 雅之 議員
15番 門田 直樹 議員	16番 橋本 健 議員
17番 村山 弘行 議員	18番 陶山 良尚 議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(20名)

市長 楠田 大蔵	副市長 清水 圭輔
教育長 樋田 京子	総務部長 山浦 剛志
総務部理事 五味 俊太郎	市民生活部長 濱本 泰裕
都市整備部長 高原 清	観光経済部長 兼国際・交流課長 吉開 恭一
観光経済部理事 (V字回復担当) 東谷 正文	教育部長 菊武 良一
教育部理事 堀 浩二	管財課長 柴田 義則
税務課長 森木 清二	環境課長 中島 康秀
都市計画課長 竹崎 雄一郎	建設課長 中山 和彦

建設課用地担当課長兼
県事業整備担当課長
学校教育課長

伊 藤 剛
鳥 飼 太

観光推進課長兼
地域活性化複合施設本宰府館長
スポーツ課長

池 田 哲 也
轟 貴 之

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 阿 部 宏 亮
書 記 岡 本 和 大
書 記 平 田 良 富

書 記 齊 藤 正 弘
書 記 井 手 梨 紗 子

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（陶山良尚議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

ここで議員8名退場のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時01分

○議長（陶山良尚議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（陶山良尚議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

9番小島真由美議員の一般質問を許可します。

[9番 小島真由美議員 議員発言席にて起立]

○9番（小島真由美議員） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長より許可をいただきましたので、一般質問を行います。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による景気の影響は長期化することが懸念されており、今後の市の財政運営は非常に厳しいものになることが予測されます。財政スキームの構築が求められる中、効果的な行財政運営についてのお考えを伺います。市の財政を圧迫する最大の課題である公共施設の老朽化問題の視点から、以下4点伺います。

1、平成29年に策定された太宰府市公共施設等総合管理計画によると、公共施設をこのまま存続させた場合、改修、更新に年間約22.8億円かかると試算されています。公共施設の統合や複合化など保有総量の削減を早急に進めていくべきと考えますが、実行計画である公共施設再編計画の今後の取組について伺います。

2、保有資産や公共空間の活用などを通じ、公共施設や市有地を最大限に有効活用する取組をどのように進めていかれるのか、伺います。

3、全ての箱物資産について、建築データ、利用率、維持管理コスト、施設点検内容などを一元化し、短期的な維持管理などの見える化、適正化を図ることは非常に重要だと考えます。また、メンテナンスサイクルに技術職などの専門的意見を積極的に取り入れることにより、職員のコスト意識の向上や醸成を図ることが必要だと考えますが、見解をお聞かせください。

4、（仮称）行政改革推進本部や（仮称）公共施設マネジメント課など、行財政改革を推進するための機構改革や、公共施設再編の体制を構築するなどの組織整備が必要だと考えます

が、見解をお聞かせください。

以上、ご回答よろしくお願ひいたします。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） おはようございます。

ただいまご質問がございました効果的な行財政運営についてご回答申し上げます。

まず、1項目めの平成29年度に策定された太宰府市公共施設等総合管理計画によると、公共施設をこのまま存続させた場合、改修、更新に年間約22.8億円かかると試算されており、保有総量の削減を早急に進めていくべきである。実行計画である公共施設再編計画の今後の取組について伺うについてでございます。

主要39施設の中で大きな割合を占めております学校施設につきましては、令和2年度、本年度でございますが、学校施設整備基本構想案を策定いたしまして、これに基づき学校施設の長寿命化計画、いわゆる個別計画でございますが、その策定を進めているところでございます。また、スポーツ施設や中央公民館におきましても、施設の在り方を踏まえまして個別施設計画の策定に着手をしているところでございます。

公共施設等総合管理計画の基本姿勢といたしましては、施設数の削減を主眼とせず、既存の施設の機能を適切に保持しつつ、施設再編の中で新たな需要に応じていくことを前提としておりますが、新型コロナウイルスの影響における財政状況の悪化や今後の財政見通しが不透明なことを踏まえまして、現計画の検証も含め、施設の在り方について慎重に検討を進めてまいります。

次に、2項目めの保有資産や公共空間の活用などを通じ、公共施設の最大限の有効活用を図るための取組についてでございます。

公共施設や公有地のうち、その敷地などに余裕があり、利活用が可能と考えられる部分があるものにつきましては、所管部署と協議をしながら収入増加などの活用に向けた検討を行ってまいります。

次に、3項目めの全ての箱物資産について、建築データ、利用率、維持管理コスト、施設点検内容等を一元管理し、短期的な維持管理などの適正化を図ること、技術職などの専門的意見を取り入れ、職員のコスト意識の向上を図ることが必要と考えるが、見解を伺うについてでございます。

まず、現状の公共施設の管理につきましては、施設所管部署ごとに行っている状況でございます。また、現在、施設の適正な管理や所管する職員全体のコスト意識向上のため、施設ごとの利用状況や収入などの把握を行っているところでございます。今後は、公共施設それぞれの管理状況や課題なども踏まえ、管理の在り方や管理手法など管理の適正化に向けて検討を進めてまいります。

次に、4項目めの（仮称）行政改革推進本部や（仮称）公共施設マネジメント課など行財政改革を推進し、始まったばかりの公共施設再編への組織体制を構築すべきであるとするが、

見解を伺うについてでございますが、議員ご指摘のとおり、行財政の一体改革は全庁的な取組が必要であり、今後の行政運営におきましては、公共施設のマネジメントは特に重要であると認識をしておるところでございます。現在は総務部長を委員長として全部長で構成する公共施設等策定委員会で計画の推進と進行管理を行うことと定めておりますが、より効率的で効果的な組織体制が構築できるよう調査研究を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 9番小島真由美議員。

○9番（小島真由美議員） ありがとうございます。

市長ご就任から3年、また副市長も3年ということで、太宰府市の厳しい財政状況を肌で感じてここ3年来られたと思います。また、五味理事におかれましては、国のほうから私ども一般市のほうにおいでいただきまして、縦割りの弊害があることであるとか、また国からのいろいろな政策を受ける一般市にとっての乖離があるんじゃないとか、様々な問題意識をこの就任期間に持たれたと思います。

今回のこの質問の中で、財政については、ずっと、市長と副市長ご就任のこの4年間の話だけではなくて、私たち太宰府市民はずっとこここの太宰府市に住み続け、ここで生き続けていくわけですので、持続可能な財政をどうやって賄っていくのか、その大きな課題の一つとしてのこの公共施設の在り方について今回質問をさせていただくわけなんですけれども、まずこの公共施設等総合管理計画、この計画自体が平成29年、2017年から2045年までの29年間なんです。この29年間を一つのスパンとしてつくられた基本構想、基本的な方針の中をずっと読み解く中で不思議でなかったのが、先ほどの回答の中に縮減は考えていないというご回答でした。財政的にも厳しく、またこれほどの20億円を超す毎年の改修費がかかると予測もされており、また2025年をピークに人口も減少していこうという予測もあり、どこを取っても縮減をせざるを得ないということで、全国の多くの自治体は維持管理の削減と、またそれに合わせて縮減目標も決めていくわけなんです。この計画を基にどこを考えれば縮減が必要ないと考えられるのか、お考えをお聞かせください。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） 公共施設、いわゆる議員おっしゃってあるのは主に箱物のことだと思いますが、箱物につきましては、本市につきましては施設量が人口1人当たり約1.90㎡ということで、類似団体の3.56㎡よりも相当程度少ないという現状がございます。そういったことから、総合管理計画の中では最初からもう縮減を目的とするということではなくて、もちろん無駄なものがあれば縮減は当然出てくるだろうと思いますが、縮減することを第一義的な目的とするのではなくて、再編、社会状況に応じてどういった利用形態があるのかというのを考えながら再編をしていくというふうに考えるというふうなことでその旨を記載をしておるところでございます。

○議長（陶山良尚議員） 9番小島真由美議員。

○9番（小島真由美議員） 財政面から考えましても、今公共施設整備基金がお幾らでしょうか、積立金が、約10億円ぐらいだと認識しております。基金の積立てなどのルールを今市としては持っていらっしゃるのでしょうか、お聞かせください。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） まず、基金につきましては、令和元年度決算状況で約10億600万円というふうな状況でございます。

先ほどご質問がございました基金を積み立てるルール化というのは、申し訳ございませんが今のところまだございません。現状といたしましては、前年度の剰余金を基金の積立てに充てておるというふうなところでございます。

○議長（陶山良尚議員） 9番小島真由美議員。

○9番（小島真由美議員） 矛盾していますよね、ですから。令和元年度の決算特別委員会の中でもお聞きしたんですが、積立金が1億円ほど少なくなっているということで、何ですかという質問もさせていただきました。基金というのは、一般家庭で言う貯金ですよ。その貯金を積み立てるルールづくりもなければ、これからの計画等もなければ、そんな中でお金だけは公共施設にこれからどれだけかかるか分からないというほどの不安がある中で、この計画を見て初めて毎年これだけかかるんだということが分かったわけです。であるならば、基金の積立てのルールをつくるとか、何か手を打たないといけないにもかかわらず、縮減はしない、また基金のルール決めもないということであつたら、じゃあどうやって公共施設の維持管理費用を賄っていかうとお考えなんですか。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） 公共施設管理計画の中では、公共施設の維持管理といいますか、更新に全体で22.8億円かかると。そのうち建物につきましては11.9億円ですか、そういうふうな形で必要になってくると、毎年度なっております。この数字といいますのは、これまで毎年度の普通建設事業費の中で工面した額をベースに算出しております。その中には基金を取り崩してどうこうというふうなところも一部はございますけれども、全体的にそういったものをベースに今考えておりますので、今小島議員ご懸念されてある部分は確かにあるかと思いますが、そういったところも踏まえまして、当然今後はそういったルールづくりも必要になってくるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 9番小島真由美議員。

○9番（小島真由美議員） 通常は標準財政規模の何%を基金の積立総額にするとかという形のある程度のルール決めというのは必要であつて、これもやはり多くの自治体がつくっているわけです。前市長の芦刈市長ともこの財政のことで随分と議論させていただいたんですが、芦刈市長のときは「もうけよう太宰府」というテーマで稼ぐ力を市につくっていくと。非常に大事な視点ではあるかと思いますが、今楠田市長もふるさと納税等で稼ぐ力をしっかりとつくっ

ていこうという姿勢も非常に大事なところでありまして、実際にふるさと納税での収入も増えてきているという現状もございます。

ところが、やはり稼いだものを今度は何に使うかということも大事でしょうし、またそれをどうストックしていくかという基金のダムをつくっていくことも将来に対する一つの責任だと思っていますし、その辺のバランスって非常に大事だと思うんです。一生懸命いろいろなことで稼ごうという力、様々な経済を回そうという政策というのは、時間がかかるものもあれば、すぐに結果が出るものもあるのは当然なんですけど、ところが出ていくものを縮減していかなければ、これ幾ら稼いだってざるで水をくむようなもので、いい例で言えば、いきいき情報センターの賃料分ですよ。それとか、今回は提案させていただいた公共施設の電気料金を一元化をして一括入札をかけて、年間約3,000万円ぐらいの節約ができた。だから、3,000万円稼ぐのと3,000万円節約するのと、これは要するにお金規模でいえば同じなわけです。であるならば、もう少し公共施設の節約というところにもっと目を向けるべきじゃないんでしょうかね。これは市長でも副市長でもいいので、お答えください。

○議長（陶山良尚議員） 副市長。

○副市長（清水圭輔） ただいまご指摘のように、やはり箱物がたくさんあるわけでございますけれども、ここの中には維持管理費も必要ですけれども、ご提案のようにいかにしてそこから収益を得るかということも大事なことであろうかと思えます。この辺を加味しながら今後の施設の在り方について検討してまいりたいと思っております。

○議長（陶山良尚議員） 9番小島真由美議員。

○9番（小島真由美議員） 水城小学校を増築というか、改築も含めて増築ですか、床面積が増えるような話にもなろうかと思うんですけれども、今計画が上がってきていますよね。そういうふうには、個別計画今つくっていますというお答えでしたけれども、こういう公共施設の再編計画自体の大きな枠組みがない、実行計画がない中で、水城小学校に必要なだから造る、どこに必要なだから造るとというようなそのときそのときの公共施設を増築したり、また改築したりと大きなそこに予算がかかってくるんですが、これは計画の中の一環で水城小学校の改築とかということになっているんでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） 水城小学校につきましては、先ほど申し上げました整備構想案の中で緊急度が高いということで、学校の中でもそこはまず手をつけないといけないところということで先に手をつけさせていただくというふうなことで今回ご提案をさせていただいております。

○議長（陶山良尚議員） 9番小島真由美議員。

○9番（小島真由美議員） では、そこから緊急度が高いものが複数あった場合、じゃあどうやって判断をしていくかというところです。今同じような緊急度の高い、低い、また中程度という判断材料になるために固定資産台帳をつくり、施設白書をつくり、そしてその中で個別計画を

つくっていくという順番がきちんとあるわけですが、まずこの大きな方針である総合管理計画を基に優先順位をつけていくという作業の中で私たちにも分かるようにそれを示していただかないといけないわけですが、どうも施設の分量が多い小学校、中学校からするということは分かるんですが、でも同じようにこれができてもう四、五年、だんだん毎年毎年ずっと老朽化し続けるわけで、そこに対する計画はじゃあどの段階でするのか。今は小学校、中学校の学校施設だからとかということではなくて、同時並行に箱物は全てやっつけていかないといけないわけです。その辺の考え方がよく理解ができなくて、今のご回答の中では今学校をやっているからということですが、じゃあ老人福祉センターはいつやるんですかという話にもなるでしょうし、順番ではなくて、同時にまないたの上にきちんと並べた上で計画を立てませんかというお話なんですけれども、回答がどうも違っているんですが、その辺の見解をもう少し詳しくお聞かせください。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ありがとうございます。大変重要なご指摘であります。

前市長のときに公共施設の管理計画がつくられておりますけれども、私が市長に就任した後はその更新などもまだできておりませんが、その点で私としましてはこれまでも累次申してきたことは、まずは皆さんの生活に直結する様々な削減というよりも、歳入をできるだけ増やしていきたいという思いの中で、市税なり、ふるさと納税なり、かなり億単位で増えてきたというところでありまして、今年度はまさしく最大の予算でかなりの皆様への還元をしようと考えていた矢先に新型コロナウイルスの影響が出てきた。結果として、昨年度のふるさと納税分、そして今年度のふるさと納税分も2億円分は新型コロナウイルス対応に使わざるを得なかった。その分、今のところは目立った倒産などはないようでありまして、そうした中で、なかなか計画どおりに進んできていなかったということも認めざるを得ないところであります。

一方で、しかし様々な公共施設に限らず日頃の歳出の中で、例えば学校プールの事業の民営化など、そうしたことを通じながら1円単位でも少しでも歳出が縮減できないか、今回もコロナの中で歳出1億円カットも行ったところでもありますので、そうした中で、また先ほどルール化ということもありましたが、この公共施設の基金については、少なくとも減らすことがないように毎年2億円程度を積み立てて、そして2億円程度を歳出に使うと。少なくともプラス・マイナス・ゼロでここまでは減らさないようにと。平成30年度末で8億4,000万円ほどだったのが10億円余りになっておりますので、少なくとも減ることはなく、少しずつ増やしてはいるところであります。

ただ一方で、ご指摘のように全体的な計画としてはおっしゃるようにはまだまだ整合性が取れているものではありませんし、そうしたことをやはりできるだけ早くつくり上げていくということはご指摘のとおりでありますので、そうした努力を重ねていきたいと思っております。

○議長（陶山良尚議員） 9番小嶋真由美議員。

○9番（小畠真由美議員） 公共施設については、私はただ単に除却してしまえというようなことを乱暴なことを言っているわけでは一つもなくって、多様化、複合化、それから民間へ売却をして、そこをテナントとして市が借りる、それかまた逆で、民間に貸すとか、多様な公共施設のこれからの在り方というのは、従来にとらわれてはいけないうことで、先進地を見ているにしても、官民連携で公共施設の在り方を今模索してあるところなんです。例えば、太宰府市の中にも老朽化が見えてきている建物の民間企業なんてたくさんありますね。例えば、福岡県の建物も吉松にあります環境検査センターですか、あそこもかなりの老朽化があって、では県と一緒にまちづくりを提案をさせていただきたいということで、県に施設を建てていただいて、そこに太宰府市が賃料を払って、一緒にそこで公共施設の統合をしていくというような考え方であるとか、郵便局とかJ Aとか様々なところと同じような建物の中で一緒に公共施設として一部を借りるというような市もたくさん今できているんです。少しでも市がずっと全て公共施設を指定管理を行いながらやっていくとかという発想から少しずつ転換をしていくということを含めて、この再配置または縮減または売却、そういったことをいろいろな要素を含めて知恵を集めて、これは立ち向かっていかないといけない政策なわけです。今日の回答では、はなから縮減ということは考えていませんというようなご回答でしたもので、私もこういう質問をせざるを得ないわけなんです。多くの自治体はどのくらいの縮減をしようかと、縮減をどこまでで止められるだろうかというようなことを今想定して動いてある中で、じゃあ現状維持で何年間やっていこうと思われているのか。10年なのか、20年なのか、丸々この29年間、いや、もうこのままでいきますよとおっしゃっているのか、その回答もいま一つはっきりしない。それは何だろうかと思うんですけれども、要するに将来のビジョンがないから。市長も副市長も、申し訳ないけれども4年間就任期間だけのことを考えないでいただきたいと思っています。やはり将来の太宰府の在り方を考えたときに、この数量、この床面積で太宰府市の老朽化がもうかなり多くの施設が必要になってきている改修工事に幾らかかるんだろうかという試算も出していないければ、出したとしたら、それでも二十数億円のお金は今の基金の状況では払える余地もないのに縮減はしないと。そこも矛盾点もよく分からないんです。私もどう質問していいかが、もうこれ以上この質問はできないのかなというふうにも思っているんです。やはりそういう公共施設に対する専門家の知見を入れながら、もっと前向きに公共施設を考えていかないといけない。一般の市民の方も必ずどこかの公共施設は使われているわけです。利用されていない公共施設なんてないから、だからそれはそこに手をつけなければ一番波風も立たないでありましょうけれども、これからの太宰府の財政を考えたときに、いろいろなデータを出して、ここの施設は大変申し訳ないけれども売却させて、民間主導で太宰府市が使うような形をさせていただきたいであるとか、こことここを複合させていただきたいという提案を市民に行って、市民の方に協力をいただくという姿勢は非常にこれから持つとかなないといけないわけなんです。その代わりに、中央公民館など年間通して多くの行事で使うような場所については、トイレを洋式にいち早くやりますと。そして、高齢者の方、お着物を着てあそこで文化祭とか

ずっとあっていますから、そういった方々に不便がないように、そういうサービスはさせていただきますとか、そういうバランスを持って市民に提案するような、そういうことというのはできないわけなんではないでしょうか。ご回答をお願いします。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） もうご指摘はごもっともな部分が大変多くありまして、私もまだまだ至らないと改めて感じております。

そうした中で、先ほど来ご指摘ありますように、やはり民間なり、国、県との連携ということ大変重要だと私も認識する中で、県とも今人事交流で若手でありましてけれども1対1で職員を入れ替えたり、国とは五味さんなど、そうした形で連携をしておりますが、西鉄さんとも、また九電さんとも先日は包括協定を結ぶことができました。そうした中で、例えば五条周辺であるとか、そうした地域のこれからの活性化について、当然テーマにも上がってきておりますので、そうした中であつた地域を生かしながら、公共施設の再編というものをスピード感を持って進めていくということが重要であろうと考えております。郵便局なり、JAさんなり、そうしたところとの連携も重要だと考えています。

その一方で、例えばですけれども松川の体育館、いろいろな有害物質もありまして、一時停止していますけれども、あちらも今中止している間にどうしても使いたいと、指定管理の方も自分たちの収入源として非常に重要だというお声もいただいております、なかなか縮減も難しいというのも現状ではありますが、そこは思い切った改革というものをしていく必要があろうかと思っております。専門的知見を持った方も、今職員の中でも中途採用などでそうした能力がある人間を優先的に採るといふことも行ってきているところであります。

しかし、そうした中で先ほどのトイレ洋式化も含めまして、何か目玉となるような、皆さんに認識をしてもらいやすいような公共施設の在り方、改革、こうしたものがまだまだご指摘のように足りていないということも率直に認めながら、そしてコロナの収束などもしっかりと見極めながら、できるだけ早くそうしたご指摘に沿うような改革を行っていただけるように努力を重ねたいと思っております。

○議長（陶山良尚議員） 9番小島真由美議員。

○9番（小島真由美議員） ありがとうございます。

中央公民館につきましては、前市長のときにたしか7,000万円が3回ぐらい補正で上がったと思うんですけれども、2億円を超した改修が入ったんです。それがどこかといいましたら、電気設備であったりとか、たしか舞台装置であったりとか、目に見えないところに2億円のお金が吸い込まれるのがこの公共施設なんです。また、今回中央公民館の個別計画の策定に着手しているということでございますけれども、そういうように一つの施設を取りましても、これから幾らお金が目の前にかかってくるか分からない。でも、それを改修しなければもう使えないというような危険性があるというようなことが中央公民館の例で申し上げましたけれども、それが公共施設なんで、安全性と、そして利用しやすさというものは担保をしていく、公共施

設はこことこことこはきちんと最初にトイレの改修であるとか、またバリアフリーであるとか、そういったものやっぺいこうとする施設、そしてここは民間の力を借りて官民で運営していこうとするところ、立て分けながら、すみ分けながら、柔軟な発想で公共施設の在り方を考えていただきたいというのが今回の私の趣旨なんです。決して崩しましょうとか、どうしましょうとかということではなくて、そういうことも念頭に置きながら、これからのよりよい将来に向けた公共施設の在り方を模索していただきたいということを、1項目め、お願いをしたいと思います。

2項目めのこの保有資産とか公共空間の活用についてでございますけれども、特に公共空間の活用については、コロナ禍の中で非常に大事になってくると思っております。これだけ閉塞感があり、市民の方たちもよく歩かれたり、走られたりして、ご自身の体力増進のために今まちの中でもよくお見かけをします。そんな中で、ちょっと座れるベンチがあったりとか、あずまや的なちょっとした対話ができるようなテーブルと椅子があったりとか、そういう外での空間利用であるとか、またいきいき情報センターの玄関前の空間であるとか、1階がまだサウンディング調査の結果が報告が上がってきていないのでよくまだ分かりませんが、あそこをまだ使う予定がなければ、テーブルと椅子とまずは置いて子どもたちの勉強の場に提供するとか、様々なことが考えられると思うんですけれども、空間利用について、公共の空間の活用について、何かお考えとかあればお示しください。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） 空きスペースにつきましては、例えば先ほど議員おっしゃいました、いきいき情報センターの玄関のところの敷地などにつきましては、過去にも地元の振興会に対して期間を定めまして貸付け等を行っておるという実績はございます。こういったことから、今後もそういった貸付けについて申請等お話があれば、その都度対応を協議したいというふうに私ども考えております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 9番小島真由美議員。

○9番（小島真由美議員） ぜひお願いします。まだ今寒いですがけれども、またイベントを行ってもよくなった環境になれば、すぐにでも使えるような空間を幾つか選定をしてあげて、様々な団体さんと一緒に前もって今のうちからそういう動きというのはつけておくべきだと思います。

それから、市役所の玄関口に以前は婦人会の方たちがお花を飾ってくださったりしながら、本当にこういう閉塞感のある中で、お花屋さんもお商売も大変という中であって、市が花いっぱい運動であるとか、少し心が和らぐようなそういう空間づくりも必要ではないかと思ますし、庁舎内にお花を飾っていくとか、そういうちょっとした心の余裕を市民の方たちに、来ていただいた方たちに与えていくということも非常に大事だろうと思ます。

そして、市有地の活用についても、先ほどの公共施設の在り方と一緒に考えていただきたい

と思っています。公共施設にはインフラ系と箱物系と大きく分かれるんですが、インフラ系は道路とか橋梁について縮減はまずできませんので、縮減をしたら箱物のどこかなんです。そこら辺の感覚と、そして今ある市有地をどう生かしていくかという感覚で、今市長が一生懸命稼ぐ力をつくろうとされていますが、その中の一端としてこのことも考えおいていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それから、3項目めに入りますけれども、この3項目めの箱物資産についての施設点検内容等の一元管理についてなんですけれども、この公共施設の在り方について、保守点検には法定点検と任意点検があるようでございまして、この建築基準法第12条に基づく建築物の安全性を確保することを目的とした第12条点検と言われる法定点検、ここについては国からきちんとした制度があっけてきているので、ここに準じてされていることだと思いますけれども、この任意点検につきまして、例えば指定管理者と市の関係といますか、その辺のやり取りについては、今現状何か問題点があればお聞かせください。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） こちらのほう、指定管理者とのやり取りの問題にはなろうかと思いますが、こちらにつきましては所管課の私ども市職員の認識が以前は任せっ切りになっている部分があったのではないかとということで私どもも反省しております。以前市民の方からもご指摘をいただいておりますので、そういったご指摘を受けまして、私どもも所管課の職員を一堂に集めまして、注意すべきところとか、あと情報等のやり取り、特に行革の中でそういったものについては民の力でお願いをして業務委託等をやっておりますので、そういったところをしっかりと活用するという意識がないと、ただ委託してしまって、はい、終わりではなくて、委託した以上そちらからも何らかのアドバイスなり知識を引き出すような問いかけなりを市の職員が委託業者のほうにするというふうな、こちらから能動的な働きかけもしていく必要があるのかなというふうにしておりますので、今後はそういった形で、疑問点があれば何でもその業者に聞くというふうなところで進めておる状況でございます。

○議長（陶山良尚議員） 9番小島真由美議員。

○9番（小島真由美議員） 公共施設等の管理マニュアルという統一したものというのは今太宰府市には存在するんでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） 現在のところまだ統一的な管理マニュアルというのはございません。

○議長（陶山良尚議員） 9番小島真由美議員。

○9番（小島真由美議員） 必要だと思うんですけれども、その現場任せで維持管理をしていただくということについては非常に問題があることも出てきましようし、また統一して一元化をして、そのデータを全部管理をするというシステムの中に入れて込むためにも、統一したマニュアルと統一したこういう仕様なんかも全部一元化をしていくためにも、共通のチェックシートなんかもきちんとしていながら、一元化への道の中でまずは公共施設のマニュアルをつくって

いただきたいと思いますが、この件についてはいかがでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） 私どものほうとしても、その辺は大変重要じゃないかというふうにはもう考えております。そちらにつきましては、できるだけ速やかにする方向で検討はしてまいりたいと思います。

○議長（陶山良尚議員） 9番小島真由美議員。

○9番（小島真由美議員） 3項目めと4項目めはもう同じ舞台の中での話なので、そういう組織がまずないというのが一番の大きな問題であって、これは指定管理者であるとか、市が直轄であるとしても、各所管が全部ばらばらで管理をしているわけで、ここに一番の大きな問題があって、ここを一元化をするために、4項目めに出しましたけれども、機構改革というか組織編成をするべきであって、そこにはある程度政治判断が必要であって、以前は副市長が公共施設関係はいろいろなお説明とかいろいろな答弁もされてあったんですけども、今まで再任用でのそういう経験があられる方もここに入ってもらいながら、副市長がトップで、今の答弁では部長がということでしょうけれども、事務方トップの副市長が横断的に動けるような体制を取って、そこに一つの組織をつくって、そこでガラス張りにして、いろいろな問題をそこで調査もできるように、分析もすぐに開示ができるような形を取るといようなそういう仕組みづくりについてはいかがなものでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 副市長。

○副市長（清水圭輔） ただいま議員からのお話のとおり、公共施設等の総合管理計画の策定委員会、総務部長がトップで今やっておるところでございます。今いろいろと議員からのご指摘がありましたとおり、総合的な判断からしたときに、やはり組織体制につきましても今後は検討してまいりたいと思っております。

○議長（陶山良尚議員） 9番小島真由美議員。

○9番（小島真由美議員） 政治判断がある程度きちんとできて、市長との連携が取れて、そこである程度の判断が指定管理者から上がってきたものに対するまた指導をバックをできるような体制だとか、公共施設だけ特化をした形で組織はつくっていただきたいし、そのトップは政治判断ができる副市長であっていただきたいというのが私の要望でございます。その中できちんと統一したマニュアルをつくる、そしてガラス張りにできるような体制をつくるということで維持管理をやっていくということ、そして両輪として公共施設そのものをこれからどうしていくのかというようなこと、この2つをうまくやらない限り、なかなか公共施設を節約をしていくという方向で目に見える実績ができていかないのではないかと思いますので、ぜひ、公共施設に対しては29年間の長きスパンにわたっての計画でございますので、この公共施設等総合管理計画を具現化するような組織体制と、そして日々の維持管理が明瞭に市民に分かりやすく分析をし、そして提供ができるような組織体制をつくっていただきたいことをお願いをいたしまして、一般質問を終了いたします。

○議長（陶山良尚議員） 9番小畠真由美議員の一般質問は終わりました。

ここで10時55分まで休憩いたします。

休憩 午前10時45分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時55分

○議長（陶山良尚議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

15番門田直樹議員の一般質問を許可します。

なお、門田議員より資料の配付依頼がありましたので、これを許可し、机上に配付しております。

[15番 門田直樹議員 議員発言席にて起立]

○15番（門田直樹議員） 通告に従い質問します。

太宰府歴史スポーツ公園について質問します。

6月議会はコロナ対策のため文書で回答を受けましたが、再質問の機会がありませんでしたので、以下について伺います。

1つ、無許可倉庫群の撤去に関して。

各団体から出された様々な課題とは何でしょうか。方向性を定めるとのことですが、進捗を伺います。

次に、芝の剥ぎ取りやフェンスの毀損について。

弁護士が示した市の対応の具体的な内容と市の実際の対応と結果を伺います。

次に、多目的広場の芝生面積が公園台帳と指定管理仕様書で違うことは認識していると回答されました。まず、このままでいいのか、伺います。また、減少の要因は特定できたのか、特定する努力を行ったのか、伺います。

次に、市民が利用できない都市公園。

より多くの市民の皆様が親しんでいただける公園づくりを目指してまいりますと回答されておられますが、使えないのにどう親しめばいいのか伺います。

最後に、太宰府市公園条例の適用について。

最低限原状復帰、つまり無許可の倉庫が全て撤去されることが条例適用のスタート時点になると考えますが、ご所見を伺います。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） 教育部長。

○教育部長（菊武良一） 太宰府歴史スポーツ公園についてご回答を申し上げます。

まず、1項目目の無許可倉庫群の撤去に関して、各団体から出された様々な課題とは何か及び方向性を定めるとのことだが進捗を伺うについてご回答申し上げます。

倉庫につきましては、各団体と協議を行う中で、設置に至った経緯、撤去の必要性、撤去する際の倉庫の移転先や撤去費の負担先などについて疑義が示されておりました。その後も各団

体との協議を継続していく中で、市への倉庫寄附の提案が持ち上がりまして、方向性を検討した結果、早急に違法状態を解消するために、9月末までに各団体からの寄附受領を完了したところでございます。あわせて、市の所有物となったことから、倉庫使用団体には行政財産使用料のご負担をいただいております。

次に、2項目めの芝の剥ぎ取りやフェンスの毀損について、弁護士が示した市の対応の具体的な内容及び市の実際の対応と結果についてご回答いたします。

市の顧問弁護士からは、芝の剥ぎ取りやフェンスの毀損について、故意にしる、故意ではないにしる、誰が行ったかという特定ができない以上、原状復旧を求めることは難しいとの見解をいただきました。市といたしましても、この件について問題意識は持っているところでありますが、かなりの時間が経過していることもあり、特定は難しく、今後に向けて有料公園施設の利用方法の徹底を図っていく所存でございます。

次に、3項目めの多目的広場の芝生面積が公園台帳と指定管理仕様書で違うことは認識していると回答された。このままでいいのか何う及び減少の要因は特定できたのか、特定する努力を行ったのか何うについてご回答いたします。

この点につきましても、先ほど申し述べましたように、市といたしましても問題意識は持っているところでありますが、かなりの時間が経過していることもあり、減少の要因の特定は難しく、今後に向けて有料公園施設の利用方法の徹底を図っていく所存でございます。

次に、4項目めの市民が利用できない都市公園、より多くの市民の皆様が親しんでいただける公園づくりを目指してまいりますと回答されているが、使えないのにどう親しめばいいのかについてご回答いたします。

都市公園は、一般公衆の自由な利用に供されるべき公共施設であり、一般の人が自由に休息、散歩などの利用ができるオープンスペースを確保する必要があることなどから、運動施設率は100分の50を超えてはならないとされており、その範囲内で運営を行っております。さらには、団体利用の割合が高い週末について、月に2日、有料予約ができない日を設定し、市民の皆様により広く利用いただけるよう努力を重ねております。今後も散策路など有料公園施設以外のスペースも含めまして、全体的により多くの市民の皆様が親しんでいただける公園づくりを目指してまいります。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 次に、5項目めの太宰府市公園条例の適用について、回答の規定に合致した倉庫とは何か及び最低限原状復旧、つまり無許可の倉庫が全て撤去されることが条例適用のスタート時点になると考えるが、ご所見を何うについてご回答いたします。

令和2年3月議会で可決いただきました太宰府市公園条例の改正につきましては、都市公園法第5条第1項の規定に基づく許可申請に必要な条項を追加したものであり、市内にある全ての都市公園に適用されることとなります。

令和2年7月15日付で策定いたしました太宰府市都市公園内倉庫等設置許可取扱要綱及び太

宰府市都市公園内倉庫等設置許可運用要領において設置基準等を定めており、自治会などの倉庫等、基準に合致した倉庫等については許可してまいりたいと考えております。

なお、太宰府歴史スポーツ公園の運動用具倉庫につきましては、既に全て市の所有となっておりますので、太宰府市公園条例における公園施設の設置許可の適用対象とはなりません。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） ご回答ありがとうございます。今聞きまして、ううんというところが感想ですが、少し細かいところを確認と、やや感想も含めましてご質問いたします。

まず、教育部長のその後の団体とのというところで、早急に違法状態を解消するためにというところがありますけれども、この違法状態というのは、具体的にはその法律のどの部分にどう違反しているのか、違反しているのは誰なのか、そういうことであるならば通常処罰等々、罰則規定等ありますが、その対象は誰なのか、お答えください。

○議長（陶山良尚議員） 教育部長。

○教育部長（菊武良一） 議員ご承知のとおり、今年の3月議会で公園条例の改正を許可いただいております。その内容につきましては、以前は都市公園内には倉庫を置くということの土地の使用についての許可のみでございました。3月議会におきまして、土地の利用以外のいわゆる館施設の許可についても条例で明文化をさせていただいて、整理をさせていただきました。それを受けまして、今年の7月に公園条例等を受けまして要綱、要領等を定めまして、都市公園内及び市内にある公園等に設置できる所有者として認められるのは市及び自治会等ということで、所有者についても限定を図らせていただきました。

以上のことから、市以外の団体等の所有によります倉庫については、要綱等に基づいて違法状態であるというところがございます、市への寄附をすることにより市の所有ということは条例及びその要綱、要領等に定められている内容に合致いたしますので、そうした内容に照らし合わせて寄附をいただいたという形で、それまでが違法の状態であったということの意味合いでございます。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） だから、違法状態のその違法というのはどの法律に違反しているのか、誰が、そしてその罰則等の対象は誰なのか、そこを教えてください。

○議長（陶山良尚議員） 教育部長。

○教育部長（菊武良一） 罰則等ということですが、経過については今申しましたとおり、そういうふうな条例、要綱等で定められた内容とは合致しないというところで違法状態であった。ただ、その違法状態について、罰則を求めるとか、そういうところまでの判断はその時点ではしておらなかったというところがございます。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） 漠然とした言葉遣いなのかももしれんけれども、簡単に言えば都市公園法あるいは本市の公園条例に違法していますよね。きちんとした規定がありますよね。そこを

答えるだけでいいんだけど、あわせて財産使用料のご負担もというところで、これは今ある倉庫についてそうなのかということなんですが、これは後から聞きましょうかね。要は、これが暫定的なのか、恒久的なのか、その辺はまだ多分どうなのかな、予算等もあるんだろうけれども、もう少し後で聞きましょうか。ただ、非常に疑問があります。

また、市の顧問弁護士からはどのところで、特定ができない以上難しいというけれども、そもそも特定をする努力と具体的な何か行動があったのかということで、後からありますけれども、弁護士のところに相談に行ったということの非常に簡単な報告がありますけれども、ここもやや疑問で、後ほどまとめて聞きましょう。

ところで、市といたしましてもこの件について問題意識を持っているというところが、かなりの時間が経過していることもあり、特定は難しくということだけれども、この時間が経過した要因は何でしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 教育部長。

○教育部長（菊武良一） ご承知のとおり、この歴史スポーツ公園は、開園以来30年以上経過しておる状況でございます。本日門田議員のほうからお示しいただきました倉庫及び航空写真と見られます多目的広場の上空から撮った写真がございますが、我々が確認させていただいている中では、平成8年当時の航空写真においても、かなりの芝生の荒れた状態というか、剥げた状態の確認も取れております。ですので、平成8年以降になりますともう二十数年以上になりまして、そういったいつからどういう行為によって芝生が剥がれたのかというような特定といたしますか、そうしたのも時間の経過とともに難しくなり、経年の劣化によるものも当然含まれるというふうにも思いますし、なかなか誰の手によってこういうふうな状態になったかというのが特定ができないという意味合いでそういう回答を差し上げたところでございます。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） 以前からそういうふうなご回答をいただいとるんだけど、時間が経過ということで、最後にまとめて言おうと思っていたんだけど、この件に関してここに倉庫を置いた団体であるとか、多目的広場を占有している団体が悪いわけじゃない、直接的には。悪いのは行政ですよ。行政がいろいろなその当時、当時の思惑、当事者の、そういったところで内々なしなしにやってきたところがこの時間の経過じゃないですか。それは監査も指摘している。そういうのはきちっと認識してください。

もう少し続けますと、ところでこの有料公園施設の利用方法の徹底を図っていくということで、今さらながらの感があるんですけども、そもそも有料公園施設、平成29年だったかな、これができたんですが、ここら辺もちょっと後からまとめて聞きましょうかね、簡単な。ここでは文言の確認ぐらいということで。

ところで、最後のほうで、都市公園は一般公衆のというところで、有料予約ができない日を設定しというお答えがありましたけれども、これはこの前までは一般開放日とか市民開放日って言っていましたよね。ちょっと表現変えたようですが、理由を聞かせてください。

○議長（陶山良尚議員） 教育部長。

○教育部長（菊武良一） 特に理由というのはありませんが、公園というのは、おっしゃるとおり自由に皆様が利用できるのが当たり前という前提の下に、逆説とは言いませんが、そういったことで当然のことながら幅広い市民の方々が自由に利用できる、いわゆる占有して使用ができる有料施設については予約ができないというところの日程を月に2日設けさせていただいたという判断でございます。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） 有料予約ができないというだけの話なんだけれども、以前ずっと使っていたいわゆる開放日というのは、一般開放というのは一般じゃないという意味ですよ。あそここのベンチ、あずまやがあって、あそこにベンチがずらっとあるんだけど、あの中に1か所だけ一般専用とつけた画像がありました。それもここへ載せようかと思ったんだけど載せてないんですけれども、ところで行政用語というのは、我々庶民というか、普通の人間からすると少し文言の意味が乖離したようなところがあるので、ちょっと確認ですが、この一般の反対というのはどういうふうな言葉ですか。

いや、以前の一般開放の一般の反対。

○議長（陶山良尚議員） 教育部長。

○教育部長（菊武良一） 一部の人に限定したというふうな意味合いになるかとは思いますが、これも。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） 特別ですたいね。一般だったら、特別とか特殊とか、そういうふうなことです。つまりこの前笠利議員が質問した中でも指摘されてあったけれども、そこはあの言葉の裏というのは、裏も何も表も裏も、ここは特定の人、特別の人の使うところだよ。一般市民はたまに使わせてやるよということやったでしょ。だから、この言葉を変えたのは前進したと思います。

最後に、都市整備部長のお答えにありました基準に合致したというところですが、ここはもう今から詳しくやっていきたいと思います。それでは、今お答えずっと伺ったんですけれども、まず初めにこの歴史スポーツ公園について基本的なことを少し伺いたいと思います。

まず、この公園は、今までの議会での回答で、太宰府市公園条例第1条の4の第4号は、運動公園だけで総合公園という捉え方はしていないと、これは去年の6月定例会で当時の都市整備部長が答えたんですが、告示公園として開園していると、ここで告示公園というのも出てきたんですね。これは去年の7月に県との協議文書を開示された分のことを言っとるんですが、こういったいろいろな公園の種別的な名称が回答として受けとるわけですよ。まとめますと、本公園歴スポは、都市公園法の適用を受ける都市公園で、都市公園台帳に記述の太宰府歴史スポーツ公園、地区公園ということ、都市公園の規模から都市公園法施行令第2条第4項、一つの市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等、総合的な利用に供す

ることを目的とする都市公園ということで考えてよろしいでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 今回の歴史スポーツ公園につきましては、今議員ご指摘のとおり、都市公園ということで認識をしております。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） 都市公園とは何かということも最後に言ったんだけど、それを含めてそうだというふうに聞きましょう。

そこで、都市公園台帳を見て疑問に思うんですけども、歴史スポーツ公園における都市公園台帳の調書の記載事項ですけども、都市公園法施行規則第10条第2項、調書には都市公園につき少なくとも次に掲げる事項を記載するものとするの中で、敷地面積、運動施設についてはその敷地面積、運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合など、都市公園台帳の作成には敷地面積が必須になっています。しかし、本市の歴史スポーツ公園の公園調書を見てみますと、敷地面積という文字は、運動施設の敷地面積の公園、見出しのところの一覧のみです。しかも数値は、法の要求事項なのに空欄となっております。また、基礎となる当該都市公園の敷地面積についても、この調書は、公園区域面積、開設面積、公簿面積など、法の要求する文言とは異なった表現です。また、議会では、池の面積は修景施設として公園の面積に算入とか、県との協議で修景施設として池を公園に算入のような表現が多く使われています。

そこで3点、公園の敷地面積、運動施設の敷地面積、そして運動施設敷地面積総計の公園施設面積に対する割合、運動施設の割合ですね、3点伺います。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） お答えさせていただきます。

公園の面積でございますが6万5,699㎡、それから運動施設の面積でございますが、こちらについては多目的広場、テニスコート、弓道場、相撲場ということで、合計が1万5,075.6㎡で、率でございますが、22.9%と考えております。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） 先ほど1答目にオープンスペースという言葉ありましたよね。一般の人が自由に休息、散歩等の利用ができるオープンスペースを確保する必要があることなどから云々と。池の上でどう休憩すればいいのか。池の上、散歩できますか。教えてください。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） こちらのほうの中にあります池につきましては、修景施設ということで市としては考えており、先ほど議員からもおっしゃられたように、県のほうにも確認を取りまして、こちらにつきましては公園管理者のほうの判断ということになっておりますので、

この2つの池、大池と篠振池につきましては修景施設というふうに認識をしております。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） この大池と篠振池、それぞれの底地は市の土地でしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） はい、そのとおりでございます。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） 公園施設ということですから、水道の管理等々、これは市の指定管理者等がやっておられるわけですかね。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 日々の管理につきましては、その周りの沿路等の管理についてはこちらのほうになりますけれども、今議員さんがおっしゃられたとおりになります、池そのものの排水施設等、そういったものについてはため池の管理者ということになります。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） 要はため池なんですね。水利組合さんが管理されてあるんじゃないかと思えますし、また話はずれますけれども、ここの堰堤等についても何かいろいろ課題があるようで、昨年来ずっとやっておりますため池の調査等にも該当しとるのじゃないでしょうかね。

この池も、例えばここの池が修景施設ということでしたら、篠振辺りへ入っていく右側で、あそこが園の一部と理解している利用者というか市民というのはまずおられないと思うけれども、一例を挙げれば、あそこで非常に悲惨な事故だったですけれども、数年前に車がフェンス突き破って落ちて、何人か亡くなられましたよね。あれはじゃあ歴史スポーツ公園内で死亡事故が起きたということですかね。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 大変痛ましい事故といえますか、お亡くなりになりました。こちらの事故につきましては、今議員ご指摘のとおり、池のほうに自動車が入り込んで、水没して亡くなられたということで聞いております。場所的には、今ご指摘のとおり、この篠振池のほうへ突っ込んだということで聞いておりますので、この修景施設の池の中で亡くなられたということだということで考えております。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） 細々申しまして、もうそういうふうに我々はするということで、県のほうは県として指導はできないからそれぞれで考えてくれということみたいですから、ここはそこまでにしますけれども、もう一つ、ふれあい広場のほうですね。ほとんどもう団地の中の一街区公園という形にしか見えないんだけど、間を道路が通っていますよね。まず、あの道路は市道、太宰府市の道であるのか、道路法で規定される場所の道路であるのかを聞か

せてください。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） そちらの道路につきましては市道でございます。また、道路法上の道路ということになります。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） もしそこで事故等交通事故があれば、ということは道路交通法でいろいろ判断がされるということでしょうが、同時にあそこは園路でもあるのかな。あそこは園路ではなくて、もう全く歴スポとは関係ない部分でしょうか、聞かせてください。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） あちらの道路につきましては、先ほど申し上げましたとおり、道路法上の道路ということで、歴史スポーツ公園とは直接は関係ございません。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） では、ふれあい広場ですか、あそこは飛び地ということになるわけですね。実際大きな大会とかをやるときに駐車場として使っていることは見たことあるんですけども、ちょっと違和感があると。はっきりした公道で切られたところが、これは考え方というか、見方にはよるかもしれません。

続けます。

ため池とふれあい広場について少し聞きましたけれども、もう少し言いますと、このため池、ふれあい広場、運動施設面積の50%、100分の50に関して疑義があるんですけども、これをおっしゃるとおり仮にそのまんまとしても、この池の面積を除いて運動面積をしたら、これはもうほとんど50%を超えるというのは前々回の一般質問で私が示したところです。仮におっしゃるとおりだとしても非常に少ないじゃないですか。それはまず理解をしていただきたい。何のためにそんなに大きくしたのかというのはあるんですけども、これは次回というか、多分もう今回で終わらんでしょう。

続けますが、次3点目、倉庫群について、ちょっとここが長いというか、いろいろありますから、移ります。

物置の現状は、今お伺いしたように、今あるものをまずは寄贈を受けたと。つまりもう所有は放棄されて、市のものになったということですよ。ということは、これは3月に条例の規定へ追加したもので、どっちに当たるのかという、つまり管理者、要するに市のものなのか、あるいは第三者が置いているものをどう認めるかの問題なのかとかというところをどう聞こうかと思っただけなんです。つまり管理者以外のものの公園施設ではなくて、都市公園の占有物、いわゆる市のものということになるようですから、そしたら都市公園法第7条の第何号に該当するのか、聞かせてください。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） この施設の倉庫につきましては、都市公園法の施行令第5条、それ

の第4項、こちらのほうに運動用具倉庫という規定が明記をされております。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） 確認しますよ。都市公園法施行令の第5条の第4項にある運動施設、野球場、ラグビー場等々ありますが、そういったものと、この中の具体的にもう少しいいですか、この第5条第4項のどこなのか。それとも、この第2項の前号に掲げるもののほかにのところかな。もう少し具体的に言うてください。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 第5条の第4項の第1号です。そちらの今議員おっしゃられたように、野球場やサッカー場等の記載がございますが、その後ろのほうに運動用施設、その他これらに類するもの及びこれらに附属する観覧席、更衣所、控室、運動用具倉庫、シャワー、その他、それらに類する工作物というふうに表記されております。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） 私はこういう別に法律に詳しい人間でも何でもないんですけども、ここの都市公園法で求めているもの、ここの第5条の第4項で言っているところのこの施設というのはそういうものでいいのかな。これは建物であったら建築基準法であるとか、いろいろな耐震基準であるとか、構造令であるとか、そういったものを全てクリアして、当然のことながらいろいろな専門の資格を持った人、事務所なりがきちんとした報告を出して初めてそうなるもんじゃないかなあ。そういうところはどうですか。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） こちらの倉庫につきましては、都市公園内に設置する倉庫につきましては、構造やその面積規定等はありません。したがって、この都市公園内に設置する倉庫につきましては公園施設ということになります。この件につきましては、県の公園街路課のほうにも確認をしております。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） 先ほど冒頭言いました暫定的かどうかというところが今答えを急ぐということにはならないと思いますけれども、現状であの受け取ったものがどうなのかということに関して、市のものになれば、もしそれで事故等があれば市の責任です。あるいは、どこか飛んでいって、どこかに当たっても市の責任です。そういったことに対するまず物が安全であるという担保はしっかりあるのか、あるいはそもそもいつから置いて、どれぐらいの計になるのか、そもそもそういうふうな価値があるのか。もしなかったら、これは産業廃棄物と一緒にしょ。そういうふうな物に対するきちんとした調査検討は行われたのか、聞かせてください。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） いつからというのは、すみません、私、今認識しておりません。申

し訳ございません。

この倉庫につきましては、寄附をいただくに当たりまして、現地、私どもも直接確認をした上で、私だけじゃありません、職員も一緒に確認いたしまして、基礎等についても強度等も確認した上で寄附を受領しております。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） 目視でということですけども、再度この辺は詳しく確認、予算も関わってきますから、3月あたりで聞きたいと思うんですが、暫定的なことだと思う。というのは、幾ら太宰府市が財政的に苦しいにしても、そういう形で公共物が設置されるというのはおかしい。やるんだったらしっかりした予算を組んで、しっかりしたものを造って、きちんとした各法令にちゃんと合致したものを造るべきです。繰り返しますけれども、置いたほうはいいと言うから置いてきたんでしょ。それはいいって言ってきたほうの責任です。その責任もあるから、さっき言った長い期間というのはその責任です。そしたら、それはもう市が負うしかない。それはきちんとしましょう。そして、あそこはきちんと更地にして、そしてもう少し言いますが、今運動施設と言われましたけれども、現状のその倉庫が、運動していた運動施設の敷地です。敷地はどういうふうな見積りでやっておられるのか。何か境界とか別に見えませんが、そうすると、さっき言いました運動施設の割合も変わってきますが、どうでしょう。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） こちらの倉庫につきましては、運動用具倉庫ということで公園施設ということになりますので、先ほどの施行令のほうの第5条の第4項のほうに規定されています公園施設ということになりますので、公園施設の面積が変わってくるということになります。建築物の歴史スポーツ公園の中にあります建築物、現在579.4㎡、こちらにつきましては、それが倉庫の分13.6㎡、こちらが増えるということになってまいります。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） まだ残っとりますんで急ぎます。

そしたら、都市公園法施行令には、あっ、そうか、これはもう許可じゃないですわね。うちのになったから違う予定で立てとったもんで。そしたら、もう市に贈られて、もう市が受け取ったという前提だから、もうその前のことをあまり言ってもなんですが、じゃあもう多目的広場に関してですが、まず多目的広場です。

その前に、先ほど警察の話もありましたけれども、その被害届を出すとか出さんとか、その問題以前に、被害額、損耗額という、好きに読み替えていいですけども、これいつだったかな、平成30年6月の総務文教常任委員会で認めて、結局今適切でないということで取り下げられた46万6,000円がこれがフェンスの破損の大まかな費用ということでしょうが、この芝生の

原状復帰に関する費用は見積もられましたか。

○議長（陶山良尚議員） 教育部長。

○教育部長（菊武良一） 今お尋ねの芝生の剥げた部分についての工事費及び養生費用等について
の見積りは、具体的には行っておりません。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） 人為的なものか、経年劣化ですか、自然損耗ですか、分からないという。これ見て分からないわけじゃないですか。こういう形で自然が働くことはないですよ。それはそれですけれども、ただ先ほど今後は有料化で徹底を図ってまいりますという割にはそういうこともやとくべきでしょう。これぐらいのことはこれぐらいの大きなことなんだよと。ただ、もう少し言わせていただければ、そういうふうなことをきちんと吸い上げて、ほいでそこの利用です。利用をちゃんとどういうふうに。だけん、勝手に何ですか。したことは悪いと。しかし、させたことが悪い。だから、それをもう本当は分かっていたと私は思っているんだけど、それをそのままにしたのが悪いんです。やっぱり行政が悪いんです。これをきちっとちゃんと解決を進めていけばいいんですよ、いろいろな団体としてやっているんだから、ということをちょっと言っときたいと思うんですが。

多目的広場に関しまして、もうたくさんあるんですが、まず教育長に少し聞きたい。

まず、教育長の前の江口教育部長の令和元年の9月議会、その後の12月議会もそうだったけれども、都市公園法にのっとった太宰府市公園条例に基づく有料公園施設と回答ということで、そもそも歴史スポーツ公園の多目的広場とは何でしょうか。そこを考えるんですが、都市公園法施行規則のどれに該当するのかということですが、考えられる該当施設というのは、もう単純に多目的広場という名称から、都市公園法第2条第2項第1号の園路及び広場が適正と思いますが、どうでしょう。

○議長（陶山良尚議員） 教育長。

○教育長（樋田京子） すみません、私もかなり勉強いたしましたけれども、今おっしゃっているその多目的広場が何に該当するかということでもありますか。

（15番門田直樹議員「うん、だけん、この法の中のどれか。園と広場が。部長でも」と呼ぶ）

○教育長（樋田京子） よろしいですか。

○議長（陶山良尚議員） 教育部長。

○教育部長（菊武良一） 多目的広場ではありますが、運動施設の中に組み込まれた多目的広場、占有を許可するということも含めまして、そういうふうな理解をしておりますけれども、申し訳ございません。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） 通常条例はいろいろつくっていいけれども、上位法であるところの法律、法令を超えることはできませんよね。そこで定められた理念を条例で好きなように変える

こともできないし。

そこで、現在は利用可能競技が少年ソフト、少年ラグビー、グラウンドゴルフと、公の施設としては、ちょっと言葉があれですが、児童を差別するというか、使いたいけれども使えないと、こういう問題が出てきたのもそこなんです。周りの子どもたちが使いたいけれども使えないというところから出てきたんです。何とかしてくれと。で、都市公園法の本来の目的である都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とするには大分かけ離れたものになっていると思うんです。

そこで、まず利用可能競技が都市公園の多目的広場、これ土の広場と芝の部分がありますけれども、土曜日曜は特定の団体に入っていなければ使えないという、これまた本当にもう差別という言葉は強烈かもしれんけれども、実際にそういうふうなつらい状況がある。この利用形態から考えれば、都市公園法施行規則第5条第4項第2号の都市公園ごとに当該地方公共団体が条例で定める運動施設が該当になるんじゃないかと思うんです。分かるでしょ、ゆっくり読んだし。そうすると、太宰府市公園条例に定められておりません、これは。となると、都市公園法施行規則第5条第4項第1号のどれかということになります。となると、利用可能競技種目の整理が必要となってくる。もう簡単に言いますと、あそこにずらっとありますよね、競技、競技、競技って、先ほども部長も言われたように。その中のどれかにもう特定する必要が出てくるんじゃないか。あるいは、それを整理する必要があるんじゃないか。それともう一つは、市長は、前回私の質問で、サッカーもいってはっきり明言されましたんで、その辺の整理はどうなっているのか。ちょっと聞かせてください。

○議長（陶山良尚議員） 教育部長。

○教育部長（菊武良一） 多目的広場を使用して利用できる競技種目の整理をということですかね。

（15番門田直樹議員「まず、それを」と呼ぶ）

○教育部長（菊武良一） 以前は開設当初は、議員おっしゃるとおり、サッカー及び成年のソフトボールも利用されておられたというふうに記憶しております。その利用する中で、サッカーボールが公園を散歩される方に当たったとかということも実際あったというふうに聞いておまして、現在は先ほど言われました少年ソフト、ラグビー及びグラウンドゴルフという種目で利用を許可をしておるという状況でございまして、その競技種目についての協議といたしますか、どういったものを対象とするかということまではまだ現在のところは協議が進んでおる状況ではございません。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） 公園内に開園当初から設置されている案内板、制札板ってあるんですが、「ゴルフ、キャッチボールはやめましょう」と明記されています。ただ、多目的広場に隣接の入り口広場に設置している案内板、陶板、焼き物でできた消せんはずのやつが何か削って消されているという。これは誰が、市がやるんだったら全部外しゃあいいんだけど、その

辺のことはご存じですか。

○議長（陶山良尚議員） 教育部長。

○教育部長（菊武良一） 看板が一部削られている部分は、確かに現在現地で確認はさせていただいたところですが、誰がというところは正直言って分かりません。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） そういう現状があのままでもいいのかなというのがありますが、ところで平成19年9月決算特別委員会、私が2期目の1年目のときの決算委員会で、社会教育課長、当時の、歴史スポーツ公園については、当初はラグビーとサッカーに限定というふうなことで整備しておりましたと回答しておられるんですよね。この辺から何か混乱してきて、開園当初は野球やソフトボールでできなかったのかなあと。しかし、そうでもないみたいで、だから簡単に言いますと、このそれぞれの認めてきた大まかなヒストリーもちょっと聞かせてほしい。当初はこうだった、いつ頃から、これぐらいからこれがいいと。そうしないと、例えば先ほどの有料公園条例、平成29年にあったでしょ。ところが、平成22年には様々なそういうふうな案件、ソフトボールの話なんか出てきているんです。使っているのか、いかなのか、それを誰がどうやって決めてきたのか、周知されてきたのか、そこが曖昧だからこんな問題がいろいろ出てくるでしょ。何度も言うけれどもソフトボールが悪いんじゃないんです。はっきりした堂々とやれるような仕組みが必要ということを行っているんですわ。ちょっとその辺聞かせてください。

○議長（陶山良尚議員） 教育部長。

○教育部長（菊武良一） ここは開設当初から多目的広場を利用してできるスポーツの種目が現在に至るまでどういうふうに変わってきたかというのは、申し訳ございません、私は承知しておりますが、先ほどからおっしゃるとおり、この多目的広場を利用することについての許可をする側の責任または利用する側の責任、それぞれの責任が曖昧であったり、不明瞭であったことが現在に至っておるのではないかというふうに自覚をしておりますので、今後はそういったことがないように対応させていただければというふうに思っております。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） 都市公園の多目的広場というもの、特にこの太宰府の歴史スポーツ公園、地区公園は、公園全体が市民公園、特に多目的広場は、幼児から児童から少年少女、そして大人までが公平公正に、地方自治法の第244条、公の施設の普通地方公共団体は住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとするとしているんです。この第3項には、普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて不当な差別的取扱いをしてはならないともなっています。運動施設ということでは何やってもいいというわけでもないんです。確かに運動施設を設けることはできます、100分の50を超えない範囲で。でも、その運用というのは、やはり配慮が必要と。運動公園は、そのために太宰府市は運動公園条例持っているじゃないですか。運動公園だったらいいんです。運

動公園だったら、本当に安全で十分にできるようにすればいいんです。そこが一つ。

このことを考えますと、私はこの公園施設の名称が多目的広場という名称であれば、競技種目を限定して、特に土日祝日が特定の団体の児童でなければ使えないというような状況はちょっと看過できません。そこがいかんというんじゃなくて、そういう状況がいかんのです。

そういうことでしつこく質問しとるわけでございますけれども、最後の項目もあまり時間がありませんので、こういうふうな状況について、市長にちょっとお答えいただきたいな。もう去年の6月に始まりまして、6、9、12、そして3月はなくて、6月は文書回答、9月はちょっと別件しましたが、こうやって毎回やってきとるんですが、いや、これはもう取りかかったやつですから、解決するまでやるつもりではあるけれども、まずあまり細々したことを聞くとあれですが、まず監査。監査の数回にわたる指摘をはっきり言ってないがしろにしとったわけですよね。ようやく今そういうふうな方向に来とるけれども、これらの全体的な責任、ちなみに市長になられて最初のときに監査がたしかあったと思うので、全く無関係じゃないんです。かなりの年数の中でいろいろな人が関わってくる中でこういう状況になつとるんですが、どういうふうに総括していかれるのか、よりよい施設にしていくのか、ちょっとお考えを聞かせてください。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 監査の指摘を私が就任した後いただいております、私も問題意識を当然持っております。そうした中で、まずはこの監査の指摘の根幹でありました倉庫、これが倉庫自体が根拠のない形で設置が続けられているのではないかと。過去にそうした倉庫を設置する過程もあったようでありますし、当時の行政の様々な約束等もあったかもしれませんが、結果として倉庫がそこに設置をされていて、監査の指摘でその状態を正すべきだというご指摘がありましたので、まずは監査の指摘を正すべきだという思いで、私も、随時門田議員の、また笠利議員などのご指摘もありましたので、問題意識を持ってその解決に努めてまいりました。各団体なり議員の皆様とも意見交換しながらこうした状況まで至ってきたところであります。

一方で、監査の指摘だけにとどまらず、先ほど来ありますように、あらゆる太宰府市内の公園をできるだけ皆様により広く愛していただき、使っていただくためにどうすべきかということを考えていくことも併せて必要だと思っております、そうした中で先ほどサッカーという話ありましたけれども、私はこの歴スポだけのサッカーということではなくて、あらゆる公園があって、サッカーをしたり、ボール遊びをしていると逆に怒られてしまうという公園もあるようですし、このようにいろいろな占有をする中でほかの方が使えないというそうした意見もあるようでありますので、様々な市民の方がおられて、市民の方のそれぞれの利益なり意見がある中で、できるだけ最大公約数といいますか、そういうものを確保していきたいと。そういう思いの中でできるだけ前進を図りたいという中で、例えば週末も予約ができないようにしたり、この点は団体の方からすると不本意かもしれませんが、そこはご理解をいただきながら進めていきたい。また一方で、あらゆるほかの施設も含めて広く使っていただけるよう

なそういう工夫もしていきたい、そういう考え方でおります。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） 市民、当事者としても、現にそこを使ってある団体とか子どもたちとも当然そういういろいろなお考えがあろうし、一般市民は違う考えもあるし、近隣住民はまた違う考えがあると思う。そういったものを全てまとめていかれるというのは大変だと思うけれども、今までの旧弊といいますか、今までの私が平成15年に議員になったときからそうなんです。あまり細かいことを言うとあれですけども、もう知らんところで分からんところで勝手に決めて、それがいつの間にかもう当たり前になっていくのが常だった。それじゃあいかんということで少しずつ変わってきたんです。そして、市長はそういうふうな前のよくないところを変えるということを訴えて出てこられたんだから、ぜひ変えてください。

そして、職員のほうにはいろいろお願いしたいことはあるんですけども、まずいろいろな意見が出たんでしょうね。倉庫のことだけじゃなくて、いろいろなことが出たと思います。そしたら、例えば大佐野スポーツ公園、あそこは立派なところがあって、空きも若干ある。ところが、何がいかんかという、応援する場所がないんです。それは前も私言ったけれども、そういったところをきちんと整理しましょう。小学校のグラウンド等には社会体育倉庫があります。非常に役立っています。あまり細かなルールというか縛りもなく、各団体がやや自由に使っておられるようですから、そんなところも含めて、あまりこの辺の2つの希望とか利益がち合っとうならんように何とか頑張ってください。

以上で終わります。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員の一般質問は終わりました。

ここで13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時49分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（陶山良尚議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番船越隆之議員の一般質問を許可します。

〔3番 船越隆之議員 議員発言席にて起立〕

○3番（船越隆之議員） よろしくお申し上げます。

ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い2件について質問させていただきます。

1件目、太宰府市観光経済のV字回復についてお伺いします。

9月の一般質問において質問させていただきました。また同じ質問をすることを申し訳なく思いますが、前回の質問が不完全燃焼に終わったので、再度質問させていただきます。

9月の議会から2か月経過いたしました。太宰府観光経済のV字回復の方向性をお聞きします。

また、V字回復の一助として実施されてある事業者向けのコロナ対策のアイデアコンテストについては、事業者の公募による募集をしているとお聞きしました。現在までに何件の募集があったのでしょうか、またコンテストの審査はどのように行われるのでしょうか、お伺いします。

2件目、歴史と文化の環境税についてお伺いします。

本市固有の歴史的文化遺産及び観光資源等の保全と整備を図り、環境に優しい「歴史とみどり豊かな文化のまち」を創造するため、太宰府市にある一時有料駐車場の利用者に一定の負担を求める法定外普通税として創設されています。太宰府市の歴史と文化の環境税の用途については、観光、産業の振興、環境の保全等まちづくりのために使用されますと記載されていますが、その用途についてお伺いします。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により太宰府市に来られる観光客が減少する中、次年度の歴史と文化の環境税も減収になると考えられます。市としての見解をお伺いします。

よろしくお願ひします。

○議長（陶山良尚議員） 観光経済部理事。

○観光経済部理事（V字回復担当）（東谷正文） 1件目の太宰府市観光経済のV字回復についてご回答いたします。

まず、9月議会において一般質問した件について、新型コロナウイルス感染症が拡大し、本市でもクラスターが発生する中、V字回復の方向性は見いだせているのか伺うについてでございますが、議員ご指摘のとおり、現在市内でも新型コロナウイルスの感染症のクラスターが発生しており、全国的にも感染拡大局面に入っていると考えられ、今まで以上に予断を許さない状況となっております。

本市といたしましては、現在、本市への来訪者や本市で経済活動を行う市民の皆様に対し、感染防止に対する啓発や安心感の醸成を図ることができるよう、これまで太宰府市事業者等感染防止対策支援金の交付、体調が悪くなった来訪者が相談できる窓口を設けるなどの対策を行っております。さらに、年末年始に向けまして、マスクを忘れてきた方等へ個包装のマスクを西鉄太宰府駅や観光案内所、太宰府館、有人の駐車場などで配布いたします。また、サーモグラフィを購入いたしまして、西鉄太宰府駅構内や観光案内所、太宰府館などに配置いたします。これらの安全対策の事業を行い、当面は新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応に万全を期すべきであると考えております。現状では新型コロナウイルス感染症拡大防止を第一に考えていかなければなりません。太宰府市の観光経済のV字回復に向けましては、太宰府天満宮、太宰府観光協会、太宰府市商工会、九州国立博物館と太宰府市の5者で構成しております太宰府ブランド創造協議会をはじめとする関係団体の皆様と知恵を出し合いながら取り組んでまいりたいと考えております。また、民間活力の活用といたしまして、先日包括連携協定を締結させていただきました西日本鉄道株式会社様や九州電力株式会社様と交通拠点の魅力向上に関する取組やコト消費など、体験型のふるさと納税返礼品のご提供、観光資源を活用した新た

なツアーの企画、太宰府の梅を活用した太宰府ブランドの商品開発など、連携を取って実施してまいり所存です。新型コロナウイルスの感染拡大防止と経済の両立という大変難しいかじ取りとなりますが、国際観光都市太宰府としてできる限りの対応を行ってまいりたいと考えております。

議員のご質問にございました感染防止対策支援アイデアコンテストにつきましては、12月14日時点の応募件数は若干数となっておりますので、太宰府市事業者等感染防止対策支援金の受付と併せて応募期間を3月1日まで延長いたしまして、さらにアイデアを募ってまいりたいと考えております。

審査につきましては、太宰府ブランド創造協議会の団体から審査員を選出いたしまして、公益性、安全性、簡易性、低廉性、独創性といった項目につきまして審査を行っていただく予定でございます。表彰された好事例につきましては、市のホームページや広報、LINE等で公表し、事業者や市民の皆様にご利用していただけるように広く展開していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（濱本泰裕） 続きまして、2件目の歴史と文化の環境税の用途についてご回答いたします。

歴史と文化の環境税の用途につきましては、条例の趣旨に基づき、歴史的文化遺産の保存活用事業、来訪者へのおもてなし事業、環境負荷削減事業3つの事業体系に整理し、それぞれのバランスも考慮しながら事業を実施しています。

概要を申し上げますと、歴史的文化遺産の保存活用事業といたしましては、市内史跡地の整備やライトアップなどの事業を実施しています。また、来訪者へのおもてなし事業といたしましては、増加する外国人観光客に対応した事業として、マナーDVDの制作、配付や観光用公衆トイレの清掃強化、市内の主な観光地での無料Wi-Fiの整備など、その時々状況に対応した事業などを実施しています。さらに、CO<sub>2</sub>などの環境負荷削減事業といたしまして、初詣や観光シーズンでの交差点交通誘導警備はもちろんのこと、近年では自動車の渋滞状況がインターネットで把握できるライブカメラの設置やカーナビゲーション上で駐車場の満空状態が確認できるVICSでの情報を1年間を通じて発信しています。

なお、同条例第16条の規定によりまして、識見者、関係団体、駐車場事業者、市民の方で構成しています市の附属機関である歴史と文化の環境税運営協議会を毎年度開催し、市が計画実施しようとしております事業が歴史と文化の環境税の目的に合致しているかどうかなどについて様々なご意見をいただいた上で、翌年度事業として予算計上しているところです。

次に、今年度の歴史と文化の環境税の税収についてですが、新型コロナウイルス感染症等の影響によりまして大幅な減収になる見込みです。さらに、次年度以降の税収につきましても、現時点ではとても厳しいものと予測しています。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 3番船越隆之議員。

○3番（船越隆之議員） ありがとうございます。

では、コンテストの10万円の内訳で、金賞5万円、銀賞3万円、それから銅賞2万円というこの金額に対してどのような審査がされるのか。私が聞いたところによると、応募の件数は10月の時点で3件でした。12月の時点で4件。ということは、計4件ですね。それから、応募が少ないということで公募を延長したということですが、そこまでコンテストをしなければいけない理由が何かあるのかを説明ください。

○議長（陶山良尚議員） 観光経済部理事。

○観光経済部理事（V字回復担当）（東谷正文） まず、審査につきましてでございますけれども、先ほど議員おっしゃってありました金賞5万円、銀賞3万円、銅賞2万円というところでございますけれども、こちらは全ての賞を必ず該当者を選ぶということは考えてはございませんでして、内容を審査させていただいて、先ほど申し上げました5つの項目等で秀でているところがございましたら、それぞれに応じて賞を考えていきたいと考えておるところでございます。なので、該当者なしというところの賞も出てくると考えております。

続きまして、公募を延長するというところで、なぜそこまでしてコンテストを実施する必要があるのかというご質問でございますけれども、こちらは併せて実施しております太宰府市の事業者等の感染防止対策支援金のほう、こちらの受付も延長を3月1日までさせていただきたいと考えております。そこで、現在新型コロナウイルスの感染も第3波が拡大しておる状況でございますし、感染拡大防止に向けてしっかりと取り組んでいかなければならないというところがございますので、そういったことも考慮いたしまして延長をしていきたいと考えております。

そこで、併せてこちらのコンテストにつきましても、こちらのコンテストというのはアイデアを募集して、いいものについては市民の皆様幅広く展開させていただくというところが趣旨でございますので、こちらについても併せて延長させていただきたいと考えておる次第でございます。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 3番船越隆之議員。

○3番（船越隆之議員） このコンテストですけれども、要するに必ずしもその金賞、銀賞、銅賞があるとは限らないということですが、じゃあなぜ公募するんですか。公募する必要ないんじゃないですか、そういう賞を出さないということであれば、該当者がいないということであれば出さなくていいんじゃないですか。無駄なお金じゃないですか。

ちょっと待ってください。

私が言いたいのは、このコンテストをすることによって、公募が少ないということは、応募しても意味がないということの事業者の反応なんです。必ずしも応募したからといって、自分がそれに当たるという可能性がないわけでしょう。確実性がないわけでしょう。そんな無駄な時

間使うぐらいだったら、自分で商売しよったほうが良いということなんです。だから、ここで何でわざわざコンテストまで、それを延長までして無駄なお金を使わないのかということなんです。私は前回も言いましたよね。こんなお金があるんだったら、弱者を助けてくださいと、支援をしてくださいと言いましたよね。

1つ言います。最近ある店を出たときに高齢者の方から呼び止められて、市議員さんですよ。市長は事業者は助けるけれども、高齢者は助けられないよ。私、答えようがなかったです。ただ、申し訳ございませんって言いました。どうこれを考えられるんですか、どう受け止められるんですか、教えてください。

○議長（陶山良尚議員） 観光経済部理事。

○観光経済部理事（V字回復担当）（東谷正文） 議員のご指摘でございますが、そういったお金があるのであればほかに回すべきではないかという趣旨というふうを受け止めましたけれども、まずこちらのアイデアコンテストでございますけれども、こちらは感染防止拡大に向けてのアイデアを募集したいという内容のものでございます。それ以外にも、先ほど高齢者に向けて支援が足りないではないかというふうなご指摘もございましたけれども、高齢者の皆様に向けてはそちらの事業を行っておるところでございますし、がんばろう令和支援金ですとか、そういった昨年度から収入が減少した事業者の皆様に対してはそちらで支援をさせていただいておるところでございますので、それとはまた切り離して、アイデアを募集させていただきたいという趣旨でこちらのコンテストは実施させていただいておるものでございます。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 3番船越隆之議員。

○3番（船越隆之議員） 市長の答弁の中で、15億円の対策によって太宰府市は他市よりも手厚い対策を取っていると確信しておりますとおっしゃってありましたが、ほとんど市民に対してもそういう思いやりがあるのかなど。市民に伝わっているのかなという思いはあります。何でこういうことを言うかということ、市長が、コンテストについては率直に申しましてたかが十数万円ですと。これは15億円の対策費の一部ですと。そういう言葉を言われたということはおかしいですか。たかがです。たかが10万円とかそういう発言をすること自体がおかしいでしょ。それに対して、市長、教えてください。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） いずれにしても、高齢者の方も含めて15億円のうちの9億円分が個人分です。事業者では6億円です。ですので、半分以上の部分が個人向けであるということであり、全体の額としてコンテストの部分は非常に小さい部分であるということが趣旨であります。

○議長（陶山良尚議員） 3番船越隆之議員。

○3番（船越隆之議員） いや、そのコンテストのお金は少ないかもしれませんが、高齢者の方で年金生活をされている方を助けてやれないですかという意味を込めて私は言ったはずな

んです。事業者を助けるのは僕は助けてはいけないとは言いませんけれども、それに対してそういう弱者を助けてくださいって。太宰府市民でしょうが。事業者だけが太宰府市民じゃないですよ。聞いてください、人の話を。今言っていること分かります。事業者だけが市民じゃない。7万2,000人の市民がおるんですよ、太宰府には。その中に高齢者の方が2万622人おるんです。その中でも年金生活で大変だという人たちがいっぱいおるんです。それにも支援をしてくれということを私は言っているだけの話です。教えてください。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 事業者を助けることももちろんでありますけれども、先ほど申しましたように15億円のうちの6億円です、事業者。個人が9億円です。今取り寄せていますけれども、当然高齢者、団体向け、高齢者向けの個人向けが9億円ですから、15分の9ですから、そちらのほうがもちろん個人向けの支援にもより多く振り向けていることが事実であります。

○議長（陶山良尚議員） 3番船越隆之議員。

○3番（船越隆之議員） それは分かりますけれども、だから何でコロナのこういう無駄なお金を使うぐらいだったら、もうちょっと支援してくれということなんです、市民から言わせると。だから、わざわざこのコンテストなんてしなくていいでしょ。何か意味があるんですか。これV字回復になるんですか、これで。このコンテストをすることによって、太宰府市の経済のV字回復になるのかどうか、教えてください。

○議長（陶山良尚議員） 観光経済部理事。

○観光経済部理事（V字回復担当）（東谷正文） 議員のご指摘でございますけれども、コンテストを実施することでどこがどのような形でV字回復につながっていくのかというご指摘でございますけれども、確におっしゃるとおり、ほかにも実施しなければならない対策は多々あるかと思えます。その中で私ども考えさせていただいておるのがこういったコンテストという形でございますけれども、決してお祭り騒ぎでやっておるわけではございませんでして、こういったことをやることで、しっかりと対策をされている事業者様、工夫をしてコロナ対策を実施されてある事業者様に対して何らかの報いを市としてもさせていただきたいという思いでこういった事業を考えております。

そこで、そういった内容が本市に限らず、ひいては全国に展開させていただくことによって、本市に限らずでございますけれども、経済の回復にはつながっていくのではないかと考えておる次第でございます。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） 3番船越隆之議員。

○3番（船越隆之議員） コロナ対策は分かりますけれども、V字回復をするために東谷理事が来られたんですね、2年間かけて。その2年間のうちの今もう2か月たっています。じゃあ、その方向性というのはどういう形で今向いてあるんですか。どういう方向にいつているんですか、V字回復のために。それが少しでも決まっているんだったら教えてください。

○議長（陶山良尚議員） 観光経済部理事。

○観光経済部理事（V字回復担当）（東谷正文） V字回復の方向性についてご回答させていただきます。

こちらは7月1日、私が着任させていただいたときでございますけれども、太宰府のブランド創造協議会というところで取りまとめていただいた太宰府市の観光、経済のV字回復に対する方向性についてというので方向性を示していただいたところでございますけれども、そこで3点挙げさせていただいておったと記憶しております。

まず1点目は、観光関係です。観光ルートを太宰府型観光をアピールしていきましょうということで、こちらについては先般コロナ減観光ルートというのを提示させていただきましたけれども、こちらは太宰府市、なかなか太宰府天満宮様には参拝する方々が多ございますけれども、なかなかほかのところに回遊性が乏しいというところで、回遊性を高めるためにこういったコロナ減を祈願するという趣旨で、客館跡から始めて竈門神社様のほうにまで行くというルートを示させていただきました。こちらをモニターツアーとか旅行会社様に企画いただいたりとか、そういった形で観光ルートをしっかりとアピールしていきたいと考えております。

2点目といたしましては、こちらがプレミアム商品券の内容でございましたと思いますが、こちら也非常に好評を博して、おかげさまで太宰府市商工会様が中心になってプレミアム商品券を発行していただきましたけれども、こちらもほぼ完売したというふうに聞いております。そちらで非常に効果もあったのではないかと考えております。

3点目といたしましては、安心の創出施策ということで、こちらは今第3波ということで非常に新型コロナウイルス感染がまた拡大しておりますけれども、そういったことを訪れる方も住まう方も安心して太宰府にお越しいただきたいという思いで、安心創出策という形で太宰府市の自動車等の支援金ですとか、こちらのアイデアコンテストもこの一環としてさせていただいたところでございます。こういった策を進めていくことで、V字回復に向けての基盤を整えていきたいと考えておりました。

そしてあと、中・長期的な課題といたしましては、太宰府の観光推進基本計画、こちらはまだウイズコロナ、アフターコロナですとかそういった要素が含まれていないとか、令和のよさがないとか、そういったところもございますので、しっかりと今後に向けて内容を見直していきたいと考えておる次第でございます。そういったことを進めることで、V字回復に向けた基盤を整えていけるのではないかと考えておる次第でございます。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） すみません、担当から答えさせるにはちょっと酷でありますので、私からお答えをいたします。

非常に意図的に批判をされておられますので、それに対して私も相応の時間を費やして答えざるを得ませんので、答えさせていただきます。

先ほど来申しますように、15億円のうちの事業者当ては6億円です。ですから40%です。で、15億円のうちの個人当ては9億円ですから60%ですか。ちょっと最近計算できなくなってきましたけれども、おかしい、合っています。6割ですね。5分の2、5分の3、6割ですね。ですから、当然個人当てが多いわけです。しかも、高齢者向けに対しまして事実を申し上げますと、高齢者に対する臨時支援という老人クラブ等の団体に対する支援もしておりますし、高齢者施設等従事者特別支援金という高齢者向けのそうした施設に対する支援もしておりますし、また地域コミュニティ支援という形で地域の老人会なども含めたそうしたコミュニティの支援もしております。また、生活に困っている方向けに生活困窮者の臨時給付金であるとか、また水道料金、下水道使用料の基本料金の減免であるとか、そうした高齢者の方のもちろん生活のことも含めて、当然子ども当てもしますし、成人当てもありますし、事業者当てもありますけれども、かなりのお金を使いまして高齢者当てもしている。ただ、それがまだまだ足りない。国からの10万円給付も足りない。G o T oの事業もまだまだ不十分だけれども止めざるを得ない。このコロナの状況の中で、我々もう本当に市長車も売却もしましたし、私ができることを全てやってきたつもりでありますし、その分の3億円、ふるさと納税の増分も費やして充実をしてきたことは事実でありますので、その点をご理解いただきたいと思います。

○議長（陶山良尚議員） 3番船越隆之議員。

○3番（船越隆之議員） ありがとうございます。今言われていることは私もある程度大体把握はしているんですけども、そういう高齢者の方がそういうふうなことを言われること自体は、隅々までまだいってないということの要因じゃないかということなんです。だから、15億円というのは、要するに国からの支援金です。それを含めての金額ですので、太宰府自体が独自でやったわけでもそんなにないわけですので、そういうお金の使い道を多分指摘されているんだろうと思うんです。だから、市民である以上は、そこまである程度の把握をしながら、それがお金をたくさんくれとかという意味じゃないと思うんです。もう少し細かい支援をしてくださいという市民の声だと私は思っています。だから、そこでコロナのそういうコンテストをするあたりにおいては、これは無駄じゃないかなというふうな声も出るんです。それを市としてはよく考えてもらって、よく判断した使い道をしてもらわないと、市民からのそういう声が出てくるわけですよ。だから、15億円のうちのこれだけしました、これだけしましたというのは分かりますけれども、ただそれだけじゃないと思うんです。だから、そのところ実際しっかり考えていただいて、お金の使い道というのは、それが幾らであろうが、自分のところにそれが来なかったらみんな不満を持つわけです。だから、僕が思うには、事業者に対しての30万円はありました。でも、ほかの地方の他市の中では10万円、太宰府だけは30万円ということで、十分な支援をしているというような答弁を市長がされていますけれども、そのうちの30万円じゃなくて10万円でもよかったと思う。20万円でもよかったと。その10万円をもう少し幅広く支援をするほうが僕は市民のためになったんじゃないかなという気がするんです。事業者だけに

そういう30万円のお金をやるということ自体が市民に対しては私たちも太宰府の市民ですよという意味を含めての反発の声だったと思うんです。

それと、今私がV字回復に対しての方向性を示してくれと言いましたけれども、確かに観光ルートとかいろいろなことはあります。ただ、太宰府の事業者自体がいろいろな意味で潤わないと、経済の回復にはならないんです。その2,000件ぐらいある事業者の人たちが——太宰府の参道だけじゃないですよ——その人たちが潤うような施策を練らないと、計画を立ててしないと、ただやっています、やっていますだったら、いつできるか訳分からんから、そういう計画を立ててくださいというのが私の意見です。そういう計画を立てていないと、何でもかんでもそうですけれども、物事をするには短期計画、中・長期計画というものがあるでしょうが。それをちゃんとつくっていかないと、やります、やりますだけじゃあ物事は先に進まないんです。だから、V字回復しようと思ったら、この事業をすることによってこれだけ潤うんだというような計画を立ててください。その計画がないとV字回復には至らないと思いますけれども。どう考えているか、教えてください。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ご存じのように第3波が急拡大中であります。本市においても、昨日、また太宰府インターでのクラスターがあり、そして日々3人ずつほどの陽性判明がございます。急激に本市においても、また福岡県内においても、また全国においても陽性者が非常に拡大をしている。まずはここをどう我々として食い止められるか、そしてそうした方々に対してどう予防していくか、そうしたことを最も優先順位高くやっていくことが先決だろうと思っております。

そうした意味で、先ほど申しました、国もV字回復したいということでGo To キャンペーンやってまいりましたけれども、もうこれを中止せざるを得なかった。これは重い事実でありまして、我々もV字回復に早く取りかかりたいところでありますけれども、このコロナのワクチンもなかなかできない、特効薬もできない、陽性者が増える一方と、こういう中で国なり県なり地域の連携をしながら、ここを食い止めることがまずは先決でありますので、そうした意味でせつかくのふるさと納税の増分をコロナ対策にほぼ費やさざるを得なかった。これも断腸の思いでありますけれども、やはりコロナ対策が最優先という思いでやってまいりました。ですので、V字回復、これは国も県も含めてなかなか実現できないところでありますので、まずはコロナ対策に我々も邁進をしたいと。

加えましてもう一つ申せば、年末年始の参拝客の方々が多く来られるシーズン、これはもちろん市民の方、また個人個人の方を考えれば、参拝に来ないでくださいということが市民のことを思えば私の役割かもしれません。しかし、それぞれの思いの中でいい年を迎えたいと、いい年にしたいと思って参拝に来られる方、またそれをお迎えする参道の方々、事業者の方々、そうしたことを考えますと、やはりより安全対策を取って、できるだけ多くの方に来ていただきたいと。しかし、安全も確保したい。そうした中でマスク配付でもありますし、サーモグ

ラフイーの設置でもあります。私自身も本当に誠心誠意そうしたことを思ってやっておりますので、ご理解をいただければ幸いです。

○議長（陶山良尚議員） 3番船越隆之議員。

○3番（船越隆之議員） 一応市長の言っていることも私は分からなくてもいいんです。ただ、コロナ、コロナと言って、コロナだから何もできないんじゃないって、庁内で計画は練れるはずなんです。その計画を今の段階で練って、コロナが落ち着いたらこういう方向でいこうと。これによってV字回復が少しでも回復するんだというような計画を練ってくださいって言っているんです。今どうのこうのじゃないです。計画をこのコロナの時期に練ってくださいと、庁内で練ってもらえないですかということなんです。それをしないで、さあ、コロナが収まったから今から計画練ろうかじゃいかんでしょ。遅いでしょ。この時期に、外で動けない時期に庁内でそういう計画を練って、将来的にコロナが落ち着けばこういう方向でいくよと、こういう方向でいかないと、太宰府のV字回復はあり得ないよというようなことを練ってくださいというのが私の要望なんです。そこもとを答えていただけますか。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） その計画こそがまさに今までも累次質問でありましたように総合戦略であります。この4つの目標、4つの戦略として「太宰府の底力総発揮」、また「太宰府型全世代居場所と出番構想」、「大太宰府構想」、そして「持続可能な太宰府構想」ということで、その中で例えば西鉄さんという民間企業と連携をしていく。九州電力さんという民間企業と連携をしていく。人事交流も行う。また、ふるさと納税も、コロナ禍でありますけれども、昨年2倍増のペースで今進んでおります。4月の本年度のスタートに各職員担当とこの総合戦略を持ち寄って、今年一年やっていこうとみんな決意を立てたところだったんです。しかし、そこからコロナがまさに起こって、緊急事態宣言があつて、あのような様々なコロナ対策の必要性が出てきた。あらゆる計画のうちの多くの部分をなかなか進めづらい状況に陥ってしまった。これは本当に残念な思いでありますけれども、その中でもふるさと納税の増加であるとか、民間との連携であるとか、まさにV字回復に向けての種まきは確実にやってきたところでありませう。

○議長（陶山良尚議員） 3番船越隆之議員。

○3番（船越隆之議員） 市長がよくふるさと納税って言われますけれども、これは実際将来的にずっと続くわけでもないわけでしょう。ずっと永久的にこれが持続できるんですか。じゃなければ、このふるさと納税の別枠で、太宰府の経済回復のために別のことも考えなきゃいけないじゃないですか。ふるさと納税のお金だけを当てにしても駄目じゃないかなと思うんですけれども。ふるさと納税は確かに金額的には少しずつ上がっていますが、それだけで太宰府自体の活性化はできるんですか。それ以外で何か行政でしっかり考えていただかないと、太宰府の財政というのはなお苦しくなります。先ほども小島議員が言わしかったように、太宰府の財政は苦しい状況、それからそういう中でふるさと納税だけを当てにしていたんじゃないか、

太宰府の経済の回復もできないし、先々どうする、ふるさと納税だけを当てにしてやるんですか。僕はそこのおかしいんじゃないかと思って。そういうふるさと納税は確かに金額的には上がっていますけれども、それをあまり当てにしちゃいけないんじゃないかなと思います。教えてください。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 決してふるさと納税だけを当てにするということは全く申しておりません。ただ、短期的に結果が出やすいものがふるさと納税であるということは全国的にも明らかでありまして、実際に私が就任のときは4,000万円、そこが7,000万円になり、2億8,000万円になり、今年は5億円にも及びそうな勢いでありまして、その中から確実に数億円単位で市民のために振り向けることが短期的にできる、そうした策でありますので、仮にこの5億円ペースを毎年続けることができれば、毎年数億円単位でそれに振り向けられますので、短期的には非常に有効だとまず思っておりますし、加えまして市税も私が就任後6,700万円増え、そしてその次は1億2,000万円増えと、市税のほうも着実に増えてきたわけでありまして、そうしたことも市政の安定なり、様々な民間との連携なり、そうした様々な戦略の中で確実に成果が上がってきた。ただし、残念ながらコロナのために一旦そうした計画がストップせざるを得ないところも出てきておりますが、できるだけ早く収束が分かった後はこうした総合的な戦略を矢継ぎ早に実行していきたいと考えております。

○議長（陶山良尚議員） 3番船越隆之議員。

○3番（船越隆之議員） まだこの質問だけに特化するわけにいかないので、今後太宰府のV字回復を目的とする中で、今後の方向性というのをまたしっかり検討、会議していただいて、その方向性が決まれば、また議員全員にその方向でいきますよというようなことを示していただきたいという要望を含めて、この質問は終わります。

次は、太宰府の歴史と文化の環境税についてでございます。

この歴史と文化の環境税を使ってマスクを観光客に配付するような予算を計上されておりますが、現在、国内においてマスク不足が問題とされている状況ではなく、全国どこの家庭でもかなりの在庫をされていると思われまして、なぜ今マスクなんですか。幾ら法定外普通税といっても理解できない部分があるんですけども、その理由を詳しくお聞かせください。

○議長（陶山良尚議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（濱本泰裕） 新型コロナウイルス感染防止対策といたしまして、年末年始の本市への来訪者へマスクを配付する事業につきましては、歴史と文化の環境税を活用することで歴史と文化の環境税運営協議会に意見を求めました。運営協議会の意見といたしましては、マスク不所持の方々に対してマスクを配付することは、市内観光における感染予防対策への取組を表す事業として、また歴史と文化の環境税を納めていただく方々に本税に対する理解を求めるとともに、そのお返しとしての事業という意味合いも込めまして、委員の皆様のご賛同をいただいたところでありまして、市といたしましても、本人の安心はもとより、周囲の方々への安心

感の創出を図るために必要であると考えています。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） 3番船越隆之議員。

○3番（船越隆之議員） マスクを忘れた方に配るとするのは、それは分からんでもないんですが、このマスクを忘れた方においては、逆に言えば西鉄太宰府駅のところにもローソンありますよね。いろいろところでマスクは売っていると思うんです。そちらのほうで買っていただくような指導をしたほうが太宰府の経済の活性化に少しはなるんじゃないかと。私もわざわざ太宰府市がある程度お金を何十万円か出して使うよりも、そういう店を利用させていただくほうが私は太宰府の少しの事業者の活性化にはなるんじゃないかというような気がしますがけれども、いかがでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（濱本泰裕） 先ほどの回答の中でも申しましたように、市内観光におけます感染予防対策への取組、太宰府市も感染予防対策にしっかり取り組んでいるんですよということを来訪者の方にもお伝えする事業としても大変意味のあるものだというふうに考えております。

○議長（陶山良尚議員） 3番船越隆之議員。

○3番（船越隆之議員） この歴史と文化の環境税においては、観光または産業の推進、それから環境の保全というような意味合いがあって、その3つが太宰府のホームページにも載っています。その中で、この環境税を使って、例えば太宰府のインターから降りてくるときの左側の市道に草木が生えているからというて、それを伐採するための費用を環境税で使うということ、それが1か所だけでなく何か所かあると思います。それに対しては私は納得ができない部分があって、もう少し環境税であれば観光客のサービス、おもてなしに使えるような道があるんじゃないかという気がするんです。これを運営協議会のほうに意見を求められるときにも、いろいろな形でしてほしいというのが私の要望です。だから、今言ったように本当に観光客のための税であって、それからまた観光客の道路の整備、それから史跡地の整備、そういうのに使う分には一向に構いませんけれども、そこら辺の草木を切るための予算に100万円、200万円のお金をつぎ込むのであれば、ほかに使い道があるんじゃないかというような気がしますので、お答えください。

○議長（陶山良尚議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（濱本泰裕） 今言われましたように直接的に道路の整備をするというような事業も当然あると思いますけれども、インターのところから3号線を通って太宰府の中心といえますか、観光地のほうに来られるわけです。そういう意味では、車で来られる方の入り口としての意味もありまして、その辺りの草木や樹木が生い茂って非常に見苦しいといいますか、そういったご意見もたくさんいただいているところでございます。ですから、入ってくるまでの進入路についても一定程度整備をするという意味でそういった事業を実施しております。また、県道とかそういったところについても、一定程度県で事業をやられておりますけれども、それ

だけではなかなか負えない。そういった部分をこの歴史と文化の環境税を使いまして、清掃とか除草、そういった事業をやっているところでございます。

○議長（陶山良尚議員） 3番船越隆之議員。

○3番（船越隆之議員） そうであるならば、逆に言えば観光客が回遊するような坂本八幡宮から観世音寺の裏の辺りのあの道、あれも地元の方からいろいろなもう何年も前から整備をしてもらえんだろうかというような話がいっぱい出ていました。そういう道路の整備をすることによって、観光客がそこを見て回ろうかという気になるんじゃないかと。だから、そういうお金を中・長期的な計画の下に予算要請をしながら、少しずつ整備をしていくというのが私の中の考えであります。だから、今後運営協議会のほうに意見を求められるときには、それができるか、できんか別としまして、これは国の敷地ですので、道路を扱うことはならんとかいろいろな問題があるかもしれませんけれども、こういう観光客の回遊する道路であると、道であるということを含めて国にも要請する必要があるんじゃないかなと。これをただ1回、2回言うだけで国はいいですよとは言わないと思いますけれども、これを常にそういう国からの予算とか、県からの予算とか、そういうのを踏まえながら、それと環境税を踏まえた上での中・長期的な計画の中でやっていくのが本当の環境税の使い道じゃないかと私は思います。いかがでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（濱本泰裕） ただいまの質問ですけれども、歴史の散歩道の整備というのが中心ではなかったかというふうに思っております。この道の整備につきまして、歴史と文化の環境税運営協議会での様々な意見も今後参考にしながら、財源についての検討と併せまして、この歴史の散歩道の在り方なども含めたところで、あらゆる角度から検討を重ねてまいりたいというふうに考えております。

○議長（陶山良尚議員） 3番船越隆之議員。

○3番（船越隆之議員） 今後運営協議会のほうに意見を求められるときには、そういうのを踏まえてしっかり説明して行って、太宰府の観光回遊道路なんかの整備も含めてしっかりやっただくことを要望して、私の一般質問を終わります。

○議長（陶山良尚議員） 3番船越隆之議員の一般質問は終わりました。

ここで14時まで休憩いたします。

休憩 午後1時49分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時00分

○議長（陶山良尚議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番宮原伸一議員の一般質問を許可します。

〔2番 宮原伸一議員 議員発言席にて起立〕

○2番（宮原伸一議員） 議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従い質問いたしま

す。

1 件目、歩行者の安全確保について2 項目伺います。

1 項目め、歩行者を守るガードレールの設置状況や進捗状況、今後の計画はどのようになっているか、お伺いいたします。

現在、社会問題にもなっている高齢者の運転による交通事故が頻繁に起こっています。しかし、交通事故は高齢者に関わらずハンドルを握る全てのドライバーが起こし得ることです。また、歩行中に注意していても車が突っ込んでくることもたくさんある中、ガードパイプなどがあれば歩行者の安全が守れた場合もあるのではないかと思います、質問させていただきました。

そこで、現在の太宰府市におけるガードパイプ、ガードレールの設置状況と計画をお伺いします。

2 項目めとして、児童・生徒が通学する区域におけるゾーン30やグリーンベルトの設置状況の今後の計画についてもお伺いいたします。

次に、2 項目め、信号機及び県道の整備計画や進捗状況についてお伺いします。

現在、太宰府市内において、特に児童・生徒の横断が多い交差点において、歩行者の安全を守るために必要と思われる歩車分離式信号機の設置状況をお伺いします。

また、平成28年12月の定例会でも質問いたしました県道筑紫野・古賀線の現在の進捗状況についてお伺いいたします。この路線は県道であることから、福岡県施工であることは承知していますが、非常に市民の生活に直結していることから、本市で分かる範囲で結構ですので、路線の進捗状況や計画についてお聞かせください。

またあわせて、西鉄二日市駅東口から客館跡を通る県道観世音寺・二日市線の計画、進捗状況もお伺いいたします。

よろしくお伺いいたします。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 1 件目の歩行者の安全確保についてご回答いたします。

まず、1 項目めの車道沿いの歩道及びガードレール、ガードパイプの整備状況と今後の計画についてですが、太宰府市内の市道における歩道延長といたしましては約34.4kmとなっております。また、ガードレール、ガードパイプの設置状況につきましては、市道における設置延長が約30.9kmです。ただし、河川、水路、斜面への車両の転落防止目的で設置されたガードレールも含まれております。

今後の計画についてでございますが、自治会からの要望に基づきまして担当者が自治会と現地確認を行い、自治会からの優先順位を基にガードレール、ガードパイプの設置を行っておりますので、今後も地域の安全・安心の取組の一つとして継続して要望に応じていきたいと考えております。

なお、ガードレール、ガードパイプも交通安全対策特別交付金の対象となりますので、交付

金を活用して施工をしているところです。

次に、2項目めのゾーン30やグリーンベルトの設置状況と計画について伺うのですが、まずゾーン30の指定につきましては、平成25年度に大佐野公民館周辺の大佐野三丁目及び四丁目の一部に、平成29年度には観世音寺一丁目に、令和元年度には太宰府西中学校周辺の向佐野三丁目において、筑紫野警察署の協力を得ながら実施をしております。また、グリーンベルトにつきましては、地元自治会、それから学校、PTA、議員からのご要望によりまして、小・中学校の通学路を中心に現在総延長約7,370mを設置しております。

今後につきましては、令和元年6月議会で堺議員からもご質問いただきましたが、生活道路対策エリアの選定を行うことで国土交通省から得られるビッグデータを基に、ゾーン30の指定、それからグリーンベルトの設置、ハンプや狭窄の検討、設置、信号機、横断歩道の設置要望などの安全対策を行っていきたいというふうに考えております。

○議長（陶山良尚議員） 2番宮原伸一議員。

○2番（宮原伸一議員） ご答弁ありがとうございます。

1項目めの歩行者の安全確保についてなんですけれども、太宰府市内どこでも歩車道、縁石によって段が上がっているところで、かなり安全確保というのは取れていると思うんですけれども、私が思うには、路線を言えば向佐野のJAのところなんですけれども、あそこの某食品の倉庫があるところまでがかなり狭い上に、大型の搬入車両が通る。それでまた、朝になると裏道になって、車の離合が物すごくやりにくくて、ちょっとハンドル操作を間違えると歩道に車が乗り上げたりとかするんじゃないかという危険性があると思って質問させていただきましたけれども、この路線に関してどのような計画があるか、分かれば教えてください。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 今議員ご指摘の向佐野のJAの向佐野支店さん、そちらの前の交差点等につきましては、こちらの場所につきましては、先日私も朝子どもたちが通学する時間帯に立ちまして、状況等の確認も行わせていただいております。

議員ご指摘のとおり大型車両が通るということは、それはもう事実でございます。さらに、車両台数も結構たくさん通過されて、朝夕は結構渋滞も発生しているような状況でございます。

歩行者の安全確保についてでございますが、こちらについては歩道が整備をされております。したがって、この歩道を子どもたちも行き来していただいているわけでございますが、何分やはり大型車両等も多いという状況はこれもう事実でございますので、今後さらなる安全対策についても検討はしていかなければいけないというふうには考えております。

○議長（陶山良尚議員） 2番宮原伸一議員。

○2番（宮原伸一議員） 特に某倉庫の前がカーブになっており、向かい側のJAのほうから行くと、吉松側から来た車両、大型車等が来た場合がドライバーとしては物すごく狭く感じるんです。そのときに左側ばかり気にして、ハンドル操作を間違っただ対向車と接触するとか、歩道に

乗り上げるというようなこともありますので、その辺は特に一回見られているとは思いますが、再度確認していただいて、あそこの箇所については特に安全上問題があると思いますので、検討のほうをよろしく願いいたします。

あわせて、JAの交差点のところですけども、あそこは普通の交差点より歩道が特に広がっていますよね。長浦台のほうから下りてきて、牧のうどん、31号線を通して、下りになっています。あれは信号が青になっったりすると、かなりの速度で下りてくる車両をよく見るんです。JAも私も利用しますが、あそこから入り口が右折車両の路線と直進をまたいで曲がるようになるので、たまに見受けるのが、交差点の中からもJAのほうに入っていく方とかおられるんです。小さなお子さんがそこに立っっても、車が死角に入れば見えないようなこともありますので、たしかあそこだけじゃないんでしょうけれども、バリカーとかがあればまた歩行者の安全確保もできると思いますけれども、その辺の計画というか、考えはありますか。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 今議員ご指摘のJA向佐野支店さんの前の歩道の部分については確かに広がっておりまして、そのおかげというわけではございませんけれども、子どもたちが安心して信号待ちができるスペースということにはなっております。しかしながら、今議員言われたとおり、このJA向佐野支店さんへ入るために交差点から斜めに入ってくる車両があるということは、地元のほうからも、私、お聞きしておりまして、現地も確認はさせていただいております。やはり何らかの対策が必要ではないかというふうに思っておりますので、こちらについてはJA向佐野支店の支店長さんにも協議をして、何らかの対応が必要ではないかということで、今後何か対策をしていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 2番宮原伸一議員。

○2番（宮原伸一議員） 私、ここのJAの前の路線を言いましたけれども、太宰府市内、子どもたちの通学路等、また高齢者がよく通る道、成人の方が通るところもですけども、危険な箇所があれば、またガードレールの設置とか、安全対策をお願いします。1項目目は終わります。

2項目目ですけども、ゾーン30の分ですけども、このゾーン30は私も四丁目に住んでいますので、おかげで西中学校の周りはゾーン30をしていただいて、分かるドライバーは、ああ、ゾーン30なんだと思うんですけども、たまに車両が結構な勢いで行くんです。いつもそういう車両を見るわけじゃないんですけども、そのゾーン30の効果的なものは今どのように調べられていますか。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） ゾーン30でございますが、現在そのゾーン30の効果の検証というのは具体的には行っておりませんが、特に地元の方のお話等はまだ聞けてはおりません

が、このゾーン30をすることによってある程度の効果、抑止力、こちらのほうはあるというふうに考えております。しかしながら、今議員もご指摘のとおり、中には特に抜け道として通過される車両もあるということは私も確認はしております。特にそういう車両で30kmを超えてスピードを出されているような車両も見受けられているのも事実でございます。そういう状況でございますので、今後は筑紫野警察署のご協力も得ながら、パトカーによる巡回や、それから広報紙等も活用しながら、市民の方々も含めて周知に努めていかなければいけないというふうに考えております。

○議長（陶山良尚議員） 2番宮原伸一議員。

○2番（宮原伸一議員） 先ほどグリーンベルト等のご答弁の中に、生活道路対策エリアということがありますけれども、このエリアを指定をすることを早めに申請をと思っておりますけれども、これは大体すぐできるものなんですか。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 生活道路対策エリアにつきましてですが、こちらは国土交通省の生活道路の交通安全の確保に向けた取組ということで、この生活道路対策というエリアの指定というのがございます。その中では小学校区を区域設定の一つの目安というふうになっておりますので、市内全域ということではなく、まずその小学校区単位での通学路を中心に該当箇所を抽出していくということになるかと思っております。時期的なところもございますが、まずは抽出、指定につきましては、地元の自治会や学校、それから警察とも協議をしながら、その指定に向けて取組をしていかなければいけないというふうに考えておりますので、今すぐというわけにはいかないということでございますが、できるだけ早急に行きたいというふうには考えております。

ちなみにですけれども、このエリアの登録申請を国土交通省にすることによりまして、先ほど言いましたビッグデータ、こちらのほうをいただくことができますので、このビッグデータを活用いたしまして、ゾーン30の指定ほか交通安全対策等の施策のエビデンスというふうにしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） 2番宮原伸一議員。

○2番（宮原伸一議員） 私、いつも近所の交差点に朝見守りで立っているんですけども、子どもたち、朝は、言葉がふさわしいかどうか分かんないですけども、少し元気がなく行くんですけども、帰りはキャアキャア言って走り回って、車も見えていない状況で走り回っていますので、そのような対策を早急にやっていただいて、子どもたちの安全を確保できるようなゾーン30になればと思いますので、よろしく願いいたします。

これで1件目は終わります。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） それでは、2件目の信号機及び県道の整備の計画や進捗状況について

てご回答をいたします。

まず、歩車分離式信号の設置状況についてでございますが、こちらにつきましては市内に太宰府駅前交差点、それから西校前交差点、西校南交差点、向佐野交差点の4か所に歩車分離式信号が設置されている状況でございます。

次に、県道の整備計画と現在の進捗状況についてでございますが、県道筑紫野・古賀線につきましては、現在、松川交差点から宇美町との境までの区間が施工中で、用地取得率は、平成28年12月に宮原議員が一般質問された際は80%でしたが、楠田市長が就任した後、90%台まで進んできました。用地買収の完了を目指して市といたしましても県や那珂県土整備事務所に事あるごとに要望をしてきており、今後とも地権者との調整、用地交渉の協力など、全力を挙げて取り組んでまいります。

今年度の工事につきましては、只越交差点から宇美町境までの文化財調査が必要な箇所への伐木工事と文化財発掘調査を実施する計画であると本年度当初に報告を受けていました。しかしながら、市としましては、当該道路整備の促進を図るためにかねてより県への要望活動を行っておりますが、今回副市長による直接要望活動によりまして、当初予定されていた発掘調査工事に追加して、本年度、御笠四丁目の北谷口橋先の現在土砂を置いておりますバイパス橋と、それから北谷橋との間の道路築造工事が行われることとなりました。

次に、県道観世音寺・二日市線につきましては、平成24年度から休止されておりましたが、市の担当者にて平成30年3月に地権者の同意書を取り付け、県へ事業再開要望を行うとともに、令和元年8月に市長が県へ事業再開要望を直接訴えたこともあり、本年度から休止区間の事業が再開されることになりました。本年度は既に用地測量を終えまして、支障物件の移転補償費算定のための調査を本年度と来年度の2か年で実施予定です。来年度から用地買収に取りかかり、早期完成を目指して進められている状況でございます。

○議長（陶山良尚議員） 2番宮原伸一議員。

○2番（宮原伸一議員） ご答弁ありがとうございます。副市長の努力によって工事が早くなったということで、ありがとうございます。

一つ思うのは、原の信号から九州国博に入る入り口、今筑紫野の原から筑紫野インターのほうに行くほうはもう片側2車線の4車線道路になって、整備が終わっています。原の信号から筑紫野市側も今工事になっています。太宰府側はまだ全然着工という雰囲気でもないし、その辺が今されている、早めに着工されていたのは結構上のほうですね。ちょうど中間処理施設とかがある業者の下の辺が今度工事されていると思うんですけども、今転々とされているような状況なんで、原の信号から九博までの入り口をまずできないのかなあと思うんですけども、あの辺の用地買収というのはどのようになっているか、分かれば教えてください。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 今ご指摘ありました箇所でございますが、原の交差点からの九州国立博物館の入り口の辺りということですが、それから先の松川のところで、高架になっておりま

して、太宰府の松川浄水場の横を通っているルートでございますが、この間がまだ実は県のほうにおきまして道路法線が決定されていないような状況でございます。したがって、用地買収というお話も先ほどありましたが、その前に道路法線を決定いたしまして、それから設計がありまして用地買収ということになりますので、まだそこに至っていないという状況でございます。

○議長（陶山良尚議員） 2番宮原伸一議員。

○2番（宮原伸一議員） その決まっていない法線というのは、いつ頃決まるんですか、分かれば教えてください。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） こちらにつきましては、以前より本市におきましても早期に決定して、こちらの道路の早期完成ということで要望はしておりますが、いつの時点までにこの道路法線が決定するということはまだ今のところは決まっていないということで聞いております。

○議長（陶山良尚議員） 2番宮原伸一議員。

○2番（宮原伸一議員） 県の事業ですので、あまり詳しいことは分からんでしょうけれども、先ほどから言うように、原の信号から九州国立博物館の入り口まで、できれば片側2車線ということで整備をお願いします。原の信号も結構朝夕等混んでます。特に帰りは古賀のほうからの下りですか、結構並んでますんで、あの辺の早めの整備をしていただくように進めていただければと思います。

次に、観世音寺・二日市線ですけれども、これは去年からやっとまた県事業に乗ったということなんですけれども、概算でもいいんですけれども、分かれば竣工というか、開通はいつぐらいになる予定なんですか。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 観世音寺・二日市線につきましては、先ほども回答させていただきましたが、用地交渉を今後進められるということになっております。その関係地権者の方が9名いらっしゃいます。そちらの方々の用地交渉次第ということになりますので、完了時期というのは今のこの時点では明言はできませんが、ただこちらの用地協議が終わりましたら、この観世音寺・二日市線につきましては、工事区間の延長がそれほど長くありませんので、大体道路の工事着手しまして2年ほどで完成するのではないかとということで県の担当者からも聞いております。いずれにしても、こちら県事業ということでございますが、市の担当者も一緒になりまして地権者の方々のところに向いて、この事業の説明、それから用地協議等にも関わって、一日でも早い完成に向けて努力をしているような状況でございます。

○議長（陶山良尚議員） 2番宮原伸一議員。

○2番（宮原伸一議員） 最後になりますけれども、今近隣市をよく車とかで行くと、結構県道の工事ってあっていると思うんですけれども、太宰府自体はなかなか少ないんじゃないかなと思います。そのような中、予算的に幾ら配分がなっているのか分かりませんが、用地買収

ができるだけ早く終わるように、また部長ないし副市长、市長はもちろんのこと、県に掛けあってもらって、早期開通をしていただきたいと思います。県事業ですので市長にお伺いするのはどうかと思いますけれども、今後の県との連携、そういう道路の進め方、課題はたくさんあると思うんですけれども、細かくは言いませんので、考えがありましたらお願いいたします。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ありがとうございます。

ご存じのように副市长も県出身ということもありますし、今県の職員との若手の人事交流も今年から始めておりまして、県とのパイプを強くするべく日々頑張っているところであります。

そうした中で、先ほど部長からもありましたように、県に出向く際はそうした内容もこちらから逐次お願いをするようにしておりますし、また那珂県土整備事務所などにも積極的に出向いたり、意見交換を行ったり、そういう中で信頼関係醸成しながら進めていこうと努力しておりますので、一刻も早くご指摘の件進められるようにこれからも努力していきたいと思っております。

○議長（陶山良尚議員） 2番宮原伸一議員。

○2番（宮原伸一議員） ありがとうございます。今市長からの答弁ありがとうございます。なかなか先ほどから言うように、県の事業、大変進んでいないというのが、もう何回も言いますが、あります。市長に、コロナ対策も大変でしょうけれども、その辺の子どもたちの安全確保や県道、市道にかかわらず、またあと落合橋から下の河川も、これ通告していませんけれども、いろいろ県との取り合い工事がたくさんあると思いますので、本当非常に大変でしょうけれども努力していただいて、市民が住みよい太宰府やったということになるようによろしくお願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（陶山良尚議員） 2番宮原伸一議員の一般質問は終わりました。

ここで14時40分まで休憩いたします。

休憩 午後2時27分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時40分

○議長（陶山良尚議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番入江寿議員の一般質問を許可します。

〔7番 入江寿議員 議員発言席にて起立〕

○7番（入江 寿議員） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告しておりました五条セブンーイレブン前交差点の安全・安心な取組につきまして一般質問をさせていただきます。

五条セブンーイレブン前の交差点は、ご存じのとおり時差式信号機が設置されています。信号機は交通の安全と円滑な往来を図るためのものです。当初は標準的な赤、青、黄色で対応さ

れていましたが、交通量の増加から、感応式、時差式、矢印、セパレート式など多くの種類の信号機が設置されて現在に至っています。私は、新しく導入された信号機は、車両の円滑な通行を優先する目的のものであり、交通の安全面は二の次となっているように感じています。特に時差式信号機は、安全面が欠如した危険な信号機と思っています。時差式信号機は、右折車両が多い交差点に設置されることが多いと言われていました。質問しています五条交差点は、君畑交差点から来る車両——これから先の質問は南側路線と言います——は天満宮側へ右折する車が多く、車両の円滑な運行という観点から見ますと、渋滞緩和の役に立っています。しかしながら、筑紫台高校方面から来る車両——北側路線と言います——は、時差式であるために信号機が早く赤となります。五条交差点の時差式信号は、南北路線に対して設置されている信号機です。したがって、北側路線から進入してくる車両は、時差式標示を見落として、南側路線の信号も同時に赤になっているという思い込みや、急いでいるときなどに右折しようとして南側路線の直進車両との事故が発生するのです。また、交差点を早く通過しようと急ぐことで注意義務を怠り、横断歩道上での人身事故が発生するのです。このようなことから、時差式信号機は極めて危険性の高い信号機と私は思っています。

1 項目めの質問をします。

時差式信号機の危険性について、どのようなお考えをお持ちであるか、お伺いいたします。

2 項目めの質問をします。

私は、五条交差点の信号機を時差式信号機から矢印信号機とするよう提案します。理由は申し上げなくてもお分かりいただけると思いますが、矢印信号とすれば、南北路線とも信号機が同時に赤となり、その後同時に右折矢印が点灯することになります。安全性が高まることは言うまでもありません。この五条交差点の信号機につきましては、平成25年第3回9月議会で、私と同じ会派・幸光の原田議員が矢印信号機の導入について一般質問をされています。当時の建設部長は、矢印信号機設置は専用の右折レーンが左右対称になっていることが設置条件であります。五条交差点は、一方のみにしか右折専用レーンがないことから、矢印信号機の設置は難しいとご回答されています。現在は道路拡幅により北側路線にも右折専用レーンが設置されましたので、矢印信号機設置の条件は整ったこととなります。矢印信号機の導入についてお考えをお伺いいたします。

3 項目めの質問をします。

五条交差点で過去に北側路線から右折しようとした車両が歩行者をはねた痛ましい事故が発生しています。弱者である歩行者がより安全に渡れる交差点とすべきです。私は、歩車分離信号機の導入を提案します。スクランブル交差点と言ったほうがなじみやすいので、これから先の質問はスクランブル交差点と言います。

スクランブル交差点については、警察庁交通局より各都道府県警察局に対し、平成31年3月20日にスクランブル交差点の整備推進を図り、交差点における歩行者の安全確保に努めるよう通達があつています。この指針の中で、スクランブル交差点の導入を検討すべき条件として3

点あり、いずれかに該当すれば導入を検討することとあります。その条件の一つに、公共施設等の付近または通学路等において、生徒・児童、幼児、高齢者及び身体障がい者等の交通の安全を確保する必要があり、かつ歩車分離制御導入の要望がある場合となっています。ご存じのとおり五条交差点は、太宰府小学校の児童及び太宰府中学校の生徒の通学路となっています。また、近くに公民館もあることから、高齢者の皆様の利用頻度も高い交差点です。スクランブル交差点への設置条件は整っています。スクランブル交差点導入についてお考えをお伺いいたします。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 五条交差点の安全・安心な取組についてご回答いたします。

まず、1項目めの時差式信号機の危険性についてですが、五条交差点につきましては、君畑交差点からの車両の流入が多いことから、君畑交差点からの車両が流れるように車両信号機が時差式信号機になっており、天満宮駐車センターから市役所方面へ右折する車両に対しては早めに赤信号になります。そのため、天満宮駐車センターから市役所方面へ大型バス等が右折しにくい交差点であることは認識をしております。

次に、2項目めの矢印信号機の導入についてですが、右折矢印信号機の設置につきましては、地元の五条自治会からの要望もあり、警察にも要望書を提出をしております。今後も信号機に関しましては筑紫野警察署と、右折レーン車線に関しましては那珂県土整備事務所などとも協議を重ねてまいりたいと考えております。

次に、3項目めのスクランブル交差点の導入についてですが、確かに歩行者の安全対策として歩車分離式信号機は有効であると考えております。ただし、車両が多く、渋滞長、滞留長が長くなり、車両に関しましては今以上の渋滞を招くこともあり、また五条交差点だけでなく五条駅入り口交差点との連動も考える必要があることから、警察や地元自治会とも協議し、安全と渋滞のバランスを保ちながら交差点の在り方について検討する必要があると考えております。

○議長（陶山良尚議員） 7番入江寿議員。

○7番（入江 寿議員） ありがとうございます。

では、1項めから再質問させていただきます。

まず、ご回答の中からこの信号機の危険性について、問題点等は共有できたかなと思っております。

ところで、太宰府市内管内に時差式信号機、どれぐらいあるでしょうか。これは通告していませんのでお答えいただかなくても結構ですが、分かればお願いいたします。

私を知っている五条交差点以外の時差式信号機なんですが、場所は内山になりますが、筑紫野・古賀線バイパスと国立博物館への取付けの道路が交差するところに時差式信号がございます。松川方面からは下り坂で、直線道路であるためにスピードが出ており、筑紫野方面から来

る車両が右折する際、事故に遭いそうになったという内山区民からよくお話は伺っております。時差式信号機は危険であるという観点から、太宰府市管内にある時差式信号機の現状調査を実施していただき、現場ごとに違う危険性をピックアップし、広報等を通じ市民の皆様への注意喚起をしていただきたいと思います。取組等についてお伺いいたします。

また、できるところから矢印信号機へしていただきますようお願いしたいと思います。お考えを併せてお伺いいたします。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 時差式信号機の設置箇所につきましては、申し訳ありません、全部は把握をしておりませんが、今議員がご指摘になられました松川のところにつきましては、確かに時差式信号機となっております。あと、水城三差路のところにも1つ時差式信号はあるということで認識はしております。

この時差式信号機につきましては、先ほどの回答でも申し上げましたが、どうしても早く赤信号になるほうの路線については右折がしにくいというところの弊害と申しますか、そういうところはございますので、できましたら矢印の信号機を設置するのがこれはよろしいかと思っておりますが、ただこれにつきましては警察のほうの協議と申しますか、ご判断という形になってまいりますので、そういった箇所につきましては、現状等を警察とも十分に情報共有いたしまして、検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（陶山良尚議員） 7番入江寿議員。

○7番（入江 寿議員） 時差式信号機の危険性については、インターネット上でございますが、警察も危険であることは認識しているようです。広報等を通じて安全・安心な交差点にしていただきますようお願い申し上げます。

2項目めに入らせていただきます。

私がお願いいたしております五条交差点の矢印信号機の導入につきましては、先ほども回答で警察に要望を出していると、那珂県土整備事務所とも協議を重ねてまいりますということの趣旨でオーケーいたしました。相手があることですから、近年中に、令和2年度中に矢印信号にしますとかということは言い切れないと思っておりますが、要望する側としては、覚悟や熱意があってからこそ物事は進むと私は思っております。矢印信号機への設置の条件はもう十分に整っておると思っておりますので、安全・安心な交差点となるように切に願っています。ここであれですけども、市長のお考えをお伺いしたいので、いかがでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） すみません、ちょっと予期していなかったものですからあれですが、いずれにしても五条交差点の混雑状況と申しますか、これからのシーズン、まさにそうしたシーズンに入ってきます。そうした中で、時差式信号の危険性というのをご指摘いただきましたけれども、その点は私も認識しておるところもありまして、いずれにしてもできるだけ安全な道路交通環境、こういうものをつくり上げていくことはまず必要だと思っております。その

上で、警察のほうにも私も逐一意見交換の機会もつくっておりますし、こうした地元の要望などは積極的に先方にもお伝えをし、そして実行してもらえるようにこちらも逐一お願いするように気をつけておりますので、何かしら結果ができるだけ早く出せるように努力していきたいと思っております。

○議長（陶山良尚議員） 7番入江寿議員。

○7番（入江 寿議員） ありがとうございます。矢印信号機の導入をどうぞよろしくお願いたします。

続きまして、3項目めの質問に入らせていただきます。

スクランブル交差点について再質問させていただきます。

私は、弱者である歩行者を交通事故から守るという観点から考えますと、矢印信号機よりもスクランブル交差点のほうが大事であると思っております。交差点を歩車分離するわけですから、安心して交差点を利用できます。この欠点は、歩行者信号が青になった時間は車両の通行ができないわけですから、これが渋滞の原因になるという考え方もあります。太宰府天満宮周辺の交通渋滞はどこで起こっているのか。天満宮にお見えになる時間帯に都府楼方面と君畑方面から来る車両は五条交差点に集中します。五条交差点が渋滞の原因箇所のように見えますが、この先を見ますと、天満宮の大駐車場では進入口付近で料金を徴収していることが原因で、これがネックになって五条交差点まで車がつながっております。太宰府駅方面に行く車両は、梅大路の信号と天満宮周辺の民間駐車場への出入りがあることが原因で五条交差点まで車がつながっており、五条交差点が渋滞の原因でないことも分かります。帰りの際も同様のことで、君畑交差点、都府楼交差点、関屋交差点、朱雀大路交差点の渋滞が原因で天満宮周辺が大渋滞を起こしているのです。これも五条交差点が渋滞の原因とはなっておりません。このことから、五条交差点をスクランブル交差点にしても問題がないと私は思っております。このことをご理解いただき、いま一步突っ込んだ回答を期待しておりますが、いかがでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（高原 清） 渋滞の箇所につきましては、市内いろいろなところございまして、こちらについては皆様のほうからもこれまでたくさんご指摘等もいただいているところでございます。そういったご指摘等もいただきながら、本市といたしましては、この五条交差点だけではございませんが、五条交差点も含めまして、平成29年11月14日に交通量調査、しかも流動調査ということでこういうことをやっております。その結果を簡単に申し上げますと、五条交差点につきましては、1日の通行量が当然ながらもう1万台以上ということで、相当な通行量があるということでございます。さらに、君畑交差点側からの右折車両については、これは12時間ですけれども、1日のうちの12時間で2,600台ほど、それから政庁前のほうからの直進車両が4,496台、さらに天満宮駐車センターから右折車両が1,010台ということで、先ほどから右折信号機の話が出ておりましたけれども、君畑交差点側、南側と北側のこちらの時差式信号機につきましては、どうしても南側の右折車両のほうが多いというのが数値的に分かっている

ような状況でございます。

それに合わせましてスクランブル交差点の導入ということで、先ほど冒頭にも申し上げましたけれども、車両がこれだけ多いということでございますので、どうしても渋滞を招くということにはつながっていかうかと思いますが、そこは歩行者の方の安全・安心とのバランスを保ちながらということになると思いますので、こちらにつきましても警察だけではなく地元の自治会様のほうとも十分に意見交換、協議をしながら検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） 7番入江寿議員。

○7番（入江 寿議員） 先ほど控室の中で、また五条交差点の質問をするんだねというお話がございました。それだけ五条交差点というのは過去の先輩議員さんたちが質問されたと思います。されるということは、それだけ何かしら問題が今まであったんじゃないかと。そういった解決を今後ともぜひとも矢印信号かスクランブル交差点にさせていただくように切に願ひまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（陶山良尚議員） 7番入江寿議員の一般質問は終わりました。

ここで15時10分まで休憩いたします。

休憩 午後2時57分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時10分

○議長（陶山良尚議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番笠利毅議員の一般質問を許可します。

〔5番 笠利毅議員 議員発言席にて起立〕

○5番（笠利 毅議員） 通告に従い2件質問させていただきます。

1件目、学校内無線LANの導入に伴う児童・生徒の健康への配慮について。

国が推進するGIGAスクール構想の実現のため、太宰府市も環境整備を行っています。タブレットが児童・生徒に1台ずつ配付されることになるでしょうが、既にその活用のための無線LANが整備されています。GIGAスクール構想は、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化され、創造性を育む学びを目的としています。6月には、このような学びには教育委員会として技術的にも独立性を持つことが必要ではないかなどの趣旨で質問を行いました。今回は誰一人取り残さないための質問です。

現在、学校では、食物アレルギーへの対応、何らかの障がいのある子どもへの対応など、常に努力と工夫が続けられています。一人一人の子どもが持っている、本人にはどうしようもない障がいと言われるものもその子どもの多様性として肯定し、障がいは社会の側から解決していこう、環境を整えることで解決していこうという考え方が根底にあると思われま

そこで、1つ、太宰府市もそのような姿勢を持って教育行政に取り組んでいるのか、まず確認させてください。

さて、電磁波過敏症と言われる症状を持つ人がいます。症状は多様で、その程度もいろいろです。診断基準が確立されているとは言えず、発症原因や発症のメカニズムにも分からない点が残っていますが、苦しんでいる人が確かにいます。Wi-Fiの電波に反応する人もいます。幼児や子どもの症例も報告されています。継続的な調査と研究の必要性が認められています。一般的には安全な環境や物質が当人にとっては深刻な問題となる一つの例として電磁波過敏症も捉えることができると思います。

今回、学校に無線通信環境が整備されましたが、もしも電磁波過敏症を持つ子どもが入校してきたら、その症状によっては、学校内の電波環境によっては、教室に、ひいては学校にもいられないということになりかねません。不必要な電波は飛ばさないようにすべきと考えられます。無線LAN環境の整備は必要なものであったとは認識しています。国策的な背景はありますが、これは市の判断で整えた環境です。その環境下で取り残されてしまう子ども、あるいは先生も含めてですけれども、が出ないように留意しつつ運用していくのは市の責務であると考えます。

2つ目、そこで無線LANシステムの運用に当たって、運用マニュアルを策定する予定はあるのか、そして不必要な電波を飛ばさないような運用をしていくことは可能なのかを伺います。健康観察なども大切になると思いますが、まず以上2つのことについて回答をお願いいたします。

○議長（陶山良尚議員） 続けて2件目の質問をお願いします。

○5番（笠利 毅議員） では、先に2件目も述べさせていただきます。

2件目、太宰府市携帯電話基地局の設置に関する指導要綱についてです。

1件目の質問は、学校内という限られた空間に既存の技術に基づいて導入された電波環境をどう運用していくのかという質問です。対応もある程度は具体的に考えることができるでしょう。2件目は、電磁波に過敏な子どもが教育委員会の努力によって無事に充実した学校生活を送ることができ、社会に出たと想像しつつ回答をいただければと思います。

社会的には5Gというより進んだ技術による環境整備が始まりつつあります。6月に予防原則について伺うという形で市の見解を伺いました。市としては、1、国の設けている基準、規制については市独自の運用をすることはない。2、しかし、市民の心配や不安には可能な限り対応することが必要であると。このような考えであったかと思えます。一般的に妥当する回答であったと言っていいでしょう。1についての判断はここでは留保しますが、2は評価できます。今回取り上げた太宰府市携帯電話基地局の設置に関する指導要綱は、このような市の姿勢が形になったものだということもでき、制定以来、運用に努めてこられたことに敬意を表しておきたいと思えます。

さて、技術は常に未知の領域に向けて進化し続けるわけで、それによってつくられる環境は

常に市民生活上は未経験なものです。科学的に明確になっているものですら心配や不安を生むことに不思議はないでしょう。科学的に明証的でないものについてはなおさらです。市はその部分への対応に努めていくということなので頼もしく思いますが、市民の心配や不安を可能な限り事前に取り除くためには、現状を常に正確に知ることができる体制をつくっておくことが市民にとっても行政にとっても必要であろうと考えます。

現行の指導要綱は、携帯電話基地局が新設される場合のみを想定した内容ですが、技術革新は当然既存の施設の更新と変更を予想させるものです。電波は周波数によって性質が異なるとされており、どこがどう変更されたかが把握できないままだと、誰も知らない間にいつの間にか生活環境ががらっと変わってしまったということになりかねません。行政にとっては、この段階で指導要綱が未然の防止を目的としている紛争というものが起きてしまうことは絶対に避ける必要があると考えられます。5Gのさらに先の技術革新も当然あると思いますが、それにも対応できるよう、現行の指導要綱を新設のみを対象にするものから、変更も含めたものに改定する必要があると思います。

そこで、2点伺います。

1つ、現状の問題として、今まで5Gに対応した携帯電話基地局新設の届けはあったのか、また要綱の対象外ではあるが、変更の届出や相談はあったのか、あわせて変更工事によって5G対応となった携帯電話基地局や指導要綱に定義する以外の施設で5Gの導入が市内で行われた例を把握しているのか、伺います。

2つ目、指導要綱を新設のみを対象にするものから変更を対象とするように変更することは可能であるのでしょうか。

以上2件についてご回答をお願いいたします。

○議長（陶山良尚議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） それでは、1件目の学校内無線LANの導入に伴う児童・生徒の健康への配慮についてお答えします。

まず、1項目めの太宰府市の教育行政の姿勢についてですが、太宰府市教育施策要綱の中の教育の基本目標の一つに、他者を思いやり、共に生き、支え合う心と人権を尊重する市民の育成を掲げております。学校には、学習が苦手であったり、コミュニケーションが苦手であったり、ご質問にもありましたが、障がいがある、アレルギーがある、過敏症であるなど、子どもたちは自分だけではうまく解決できない多様な困り感を持っています。学校教育では、児童・生徒一人一人の実態に応じて、困り感を解消するための支援を行っています。過敏症につきましては、例えば音に過敏な子どもへの支援として、机や椅子の脚に緩衝材をつけて、引きずっても音が出にくくしたり、見える情報に過敏な子どもへの支援として、黒板周りや学習プリントなどをなるべくシンプルにすっきりとさせたりしています。これらの支援により、教室が落ち着いた雰囲気になり、音や見える情報に過敏な子どもだけではなくて、多くの子どもにとってよりよい学習環境となると考えております。このように、学校教育におきましては、多様な

子どもたちの困り感を解消するための支援を充実することで、全ての子どもが学校生活を送りやすい環境づくりに努めております。

次に、2項目めの無線LANシステムの運用マニュアルの策定予定、不必要な電波を飛ばさないような運用が可能であるかについてお答えします。

本年度、GIGAスクール構想の加速により、全国の小・中学校において無線LAN環境の整備、1人1台コンピューター端末の配備が進んでおります。本市は、来年度から1人1台端末を活用した授業を開始する予定です。

ご指摘いただきました電波による影響についてですが、国は、電波防護指針により、電波を発する機器や施設について電波の影響に配慮した基準を定めており、基準値を満足すれば安全上の問題はないと認識を表明しております。本市の小・中学校に導入する無線LANの機器や1人1台端末等についても、電波防護指針で定められた基準に準じて製造されていますので、安全上問題はないと判断しております。

一方で、総務省は、電波による人体への影響に関する研究を継続するとしておりますので、今後も総務省などから出される情報を注視するとともに、電波に過敏に反応する児童・生徒がいる可能性に留意して、学校における健康への配慮を十分に行っていくとともに、必要に応じて専門機関と連携しながら個別の対応を検討します。

不必要な電波を飛ばさないような運用が可能であるかについては、授業などにおいて1人1台端末を使用しない場面では、端末の電源を切ることを促します。このことについては、今後児童・生徒が1人1台端末を使用する際の使用方法や注意、持ち帰る際の決まりなどを運用マニュアルとして策定する予定でありますので、そこに1人1台端末を使用しない場面では原則として端末の電源を切ることを盛り込みたいと考えております。

○議長（陶山良尚議員） 5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） ご回答ありがとうございます。今回の質問は、私が議員になる前から関心は持っていたことで、当時の議員さんの努力によって2件目の質問の要綱等ができた経緯があるのですが、今回9月の議会、各地の議会でこうしたことに関する質問等が出ているんですけども、そうしたものを踏まえて質問を作成いたしました。要綱策定当時に比べると、世の中進んだものだなと思うところもありますので、それを踏まえて質問したいと思っています。

そこで、最初にお尋ねした市の教育に関する基本姿勢で、私はそれを誰一人取り残さないという言葉に集約させて伺わせていただいたんですけども、この文言は太宰府市がタブレット発注というか、入札にかける際の仕様書から直接だと聞いているんですけども、文科省の様々な文書であるとかが恐らく基になっているだろうとは思いますが。あわせて、この言葉はSDGsの一つの中心的な標語にもなっているので、それらを踏まえた、別途言えば障害者権利条約であるとか、障害者差別解消法とかといったものの趣旨も踏まえた上で含意しているというふうに考えているんですけども、ここは教育長にお尋ねするべきかと思うんですが、それも踏まえた上でのこの言葉をあえて選んで使っているというふうに理解しておいてよろしいで

しょうか。

○議長（陶山良尚議員） 教育長。

○教育長（樋田京子） 今、誰一人取り残さない教育ということでの私のお考えをお尋ねだろうというふうに思っております。

先ほどおっしゃっていただきましたように、この誰一人取り残さないという言葉は、2015年に国連で採択されました持続可能な開発のための2030アジェンダの中で宣言として明記をされております。学校教育にとっても重要なファクターでございまして、現在中教審も含め教育界の多くの場面で使われているところでございます。個人的には心に響くすてきな言葉だなというふうに考えているところでございます。背景にははじめの重大事態や児童虐待の増加、それから障がいのある児童・生徒、不登校や外国人児童・生徒の増加等があります。いわゆる社会的弱者と言われる子どもの中でも特に困り感のある子どもたちに目を向けたものだというふうに考えているところでございます。

実現に向けた具体策の一つとして文部科学省が提案しているのがG I G Aスクール構想でありまして、I C Tを活用した教育の推進でございまして。併せて個別最適化という表現も使われておりますが、I C Tを活用しながら、障がいのある子どもも、不登校状態にある子ども、そして日本語の指導を必要とする子どもなど、困り感を抱えていたり、取り残されがちである子どもたちにも個に応じた学びが提供できるものだというふうに考えているところでございます。そういう意味では、本市といたしましては、困り感を持つ子どもたちへの個別の配慮を欠かさずに、誰一人取り残さない、誰一人置き去りにしない、そういった教育の実現に向けて日々努力をしているというところでございます。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 5 番笠利毅議員。

○5 番（笠利 毅議員） ありがとうございます。

市長にも確認しておきたいんですけども、教育は基本的には将来の社会人を育てる、社会的な倫理であるとか、価値であるとかといったものを一定程度以上に体現していかざるを得ないものだと思うんですけども、今教育長が言われたような内容、先ほどSDG sを踏まえましたが、ユニセフの表現によれば、最も脆弱な立場の人に焦点を当てるというそういう趣旨であったかと思うんですけども、市長としてもそのような気持ちとか考えは共有した上で、教育、総合教育会議もありますので、当たっているかということを確認しておきたいと思えます。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） すみません、またこれも予期していなかったものですから、最も……。

（5 番笠利 毅議員「脆弱な立場」と呼ぶ）

○市長（楠田大蔵） 脆弱なですね。すみません。ぜいたくなくなって聞こえたんで、ちょっと違うなと思ったんです。

教育長から答弁ありましたことに尽きると思いますけれども、私も教育長に全幅の信頼を置いて基本的にはお任せしておりますので、それに尽きるんですけれども、おっしゃるように最も脆弱な弱い立場といたしますか、もろい立場の子どもたちに対して、どう一人も取り残すことなくということは、私ももちろん非常に重要な観点として持っております。例えばですけれども、最近も自殺対策会議というのを行いまして、今女性なり、子どもたち、受験などを控えてコロナで休校などがあった、そうした子どもたちが非常に不安な中で過ごしているという姿を意見交換などでつぶさに感じ取りました。そうした子ほど、しかしここを乗り越えれば非常にすくすくと伸びていく可能性も秘めている子どもたちであろうと、そうした思いで、私もそうした立場の子こそこれからの未来につながるようなそうした総合的な教育行政にも力を費やしていきたいと、その思いであります。

○議長（陶山良尚議員） 5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） あえて教育長と市長両方に大きな差はないだろうと思いつつ聞いたのは、これからのことになりまして、昨日堺議員の質問にもありましたが、いろいろな何を取ってもリスクがある状況を想定される中なので、基本的な考え方、どのようなものを持っているかというのは本当にどちらに転んでいか分からないときには極めて大切だと私はそう思っているんで、あえてお二方にお伺いしました。

その上で少し、急に何か個別化するんですけれども、入っていきますが、1点目はそのような姿勢で臨んでいただければいいなというふうに思っております。

2項目めなんですけれども、少し確かめさせていただきたいと思います。

過敏症というものは、必ずしも障がいというふうに言えるかどうか分からないんですけれども、化学物質過敏症は国会の予算委員会で障がいとして認め得るということでもあったようですし、また今のご回答からも、実質的には障がいの一種として障がい者の権利等にも根差しつつ対応が考えられるというふうに考えていいかと思えます。

そこで、今回詳細にどのようなものかとか、安全基準について論じるつもりはないのですが、少しご回答の中から確認しておきたいと思っているところがあります。

まず、電波に過敏に反応する児童・生徒がいる可能性に留意し、学校における健康への配慮を十分に行っていくとともに、必要に応じて専門機関と連携しながら個別の対応を検討しますということでしたけれども、ここで専門機関というふうに挙げているのは、具体的に何か念頭に置いているものがあれば教えていただきたいと思えます。

○議長（陶山良尚議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） 先ほどお答えしたとおり、総務省のほうで安全だと言われておるということをおまづ前提に考えてはおります。ただし、継続して研究を進めていく必要があるということで、当然今後検討していかなくてはいけないこともございますし、過敏症、いろいろな反応があると思えます。原因もいろいろあると思えます。恐らくその因果関係が今分からないということで、はっきりしないということではあると思うんですが、例えばその電波が直

接身体に影響を与えているのか、それとも心理的に影響を与えているのかということもあるかもしれません。ですので、症状を訴える子どもさんがいらっしゃった場合は、専門家というのがどこの専門家になるのか、だからその子の状況に応じて変わってくると思いますが、例えば恐らく日本全国で今からW i - F iのこの環境は整っていくわけですから、そちらのほうの専門的などところにアプローチをする、もしくは心理的などところであれば臨床心理士等に相談する等々、もちろんかかりつけのお医者さん等もいらっしゃると思いますので、そういった機関と状況に応じて連携を取っていくということでございます。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 5 番笠利毅議員。

○5 番（笠利 毅議員） 個別に対応をする必要があるということなので、その実情というか、その子どもをしっかり見た上で考えるという意味合いだろうというふうに理解しておきます。また、そのようにしていただきたいと思います。

次に、端末を使用しない場合には端末の電源を切ることを促していきたいと。子どもが使用するに当たっては、使用マニュアルといえますか、そういうものをつくり、その中にも逐一電源を切るというふうにしていきたいということでしたけれども、電波は端末がある一方でルーターのほうの存在も当然あると思うんですけれども、ルーターは学校サイドで管理することになろうかと思いますが、ルーター側と言えばいいのかな、学校設備のほうの電源についてはどのようなことが考えられるか、お聞かせください。

○議長（陶山良尚議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） ご質問いただいておりますので、もちろん端末もそうですけれども、こちらの無線LANを飛ばすほうの機械についても考えてはみました。現在、学校のほうのシステムのほうも当たってみましたところ、電源を一つ一つ各教室切っていくという方法もあるかと思いますが、現時点での構造上のところでいきますと、各フロアに電源を切る電源装置があるわけですね。それを切ってしまうと全部切れてしまうというような状況もあり、もしくは高いところにありますので、例えばLANケーブルを抜き差しというところもあるかもしれませんが、今のところ難しいところではあるかなというふうに捉えております。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） 5 番笠利毅議員。

○5 番（笠利 毅議員） 分かりました。いろいろ配慮はされているということなので、これは恐らくですけれども、来年の4月から全面的にW i - F iを活用した授業ができるとは正直思いませんので、もししばらく時間をかけてでも不必要な電波を飛ばさないような工夫というのを考えておいていただきたいですし、また学校サイドでその機械を管理する際にも留意事項として踏まえておいていただきたいと思います。

もう一つ、先ほど個別に対応するということでしたけれども、他方でこれは別に太宰府市としての考えではなくて一般的に言われることですが、因果関係ははっきりしないと。それが安

全という理由に使われる場合もあるんですけども。因果関係が分からないということは、何らかの症状を訴える子どもがいたときに、周りの状況というのを十分に把握しておく必要があるかと思うんです。電波を使った授業だということであれば、例えばどの授業の後に保健室への訴えが増えるであるとか、どの科目の後にであるとか、様々なことがあると思います。また、学校生活の関連でのそういう検査とより日常的なものということの把握も両方必要になるかと思うんですけども、学校で通常行っている児童もしくは教職員の健康観察とか健康管理の上でどのようなことに留意していくことができるだろうと。私が今挙げたような例の範囲で結構ですから、少しお答えをいただければなと思います。

○議長（陶山良尚議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） これからそういう新しい機材を入れまして授業をやっていくということで、変化があるわけです。さっき言われましたが、全て使っていくとは思わないと言われましたが、もちろん推進はしていきますけれども、この機材を全ての時間使うということではなくて、必要に応じて当然使っていく。授業で一番必要なときに使っていくということになると思いますが、それでもやはり授業自体が変わっていきますので、例えば先ほどの保健室に行く回数等々につきましても、毎時間子どもたちが保健室に行った記録も残りますし、先生たちの健康についても管理職のほうで把握はしていると思いますので、今後來年以降、堅調な変化が現れたということであれば、一つの可能性として考えていく必要はあるかなというふうに認識しております。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） 5 番笠利毅議員。

○5 番（笠利 毅議員） 少し個人的な経験を踏まえつつ言いますけれども、私はアレルギーは多分ないんですけども、色覚異常を持っているんです。2年前に人権講座ひまわりでそれが主題になったので、この中にも参加された方がいらっしゃると思いますが、自分の経験を言うと、小学生に入って検査が始まって、数字や文字が見えますかと言われて何も見えないんです。5年間ごまかし続けていたんですけども、適当なそれらしいことを言って。もう6年目に腹立てて、全くでたらめを言ったら色盲となったんです、その年は。それまで色弱だったんですけども。さすがに「盲」の字が使われたことはちょっとというか、結構ショックだったという経験を持っています。今では何とも思っていないんですけども、きっかけは中学で、一方では顕微鏡を見てもミクロの世界の色が分からないことには絶望していたんですけども、遺伝の法則のことを習って、男性であれば20人に1人ぐらいはいると。この中にも私のほかにいるかもしれないですね。もうそれで、あっ、私はこういうものなんだというふうに思えて以降はもう気にならなくなった。自分を知ることができたというのが非常に大きい。2年前の講座の話を知ると、併せて周囲が理解をするということが極めて大切だということをお話されていたかと思います。それは障害者差別解消法等の趣旨にも沿っていることだと思いますけれども、学校に場面を移すと、じゃあ理解をするというのは保護者であるとか、先生であると

か、友達ということになると思いますけれども、まずは先生に電磁波過敏症であるとか、あるいは化学物質過敏症であるとか、福岡市では香りの害、匂いに敏感な方ということがテーマで9月質問があったかと思うんですけれども、そうしたことがあり得るということをまずは教員サイドで共有していくというようなことについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 教育部理事。

○教育部理事（堀 浩二） 先ほどの色覚という話でいきますと、学校現場で黒板を使っておりますけれども、緑の黒板に赤の色で書いたら、とっても見えにくい方がいらっしやると。これは若い先生方にそこはしっかり伝えます。自分では気づかないけれどもというところかもしれません。先ほどの困り感というところを私使わせてもらいましたけれども、子どもたちは自分じゃあ分からずに、そこに自分が困っているんだけれども、そのことにも気づかずに生活しているという子どもがいるということも我々は考えなくてはいけないと考えております。

先ほどの電波の件につきましても、黒板なんかはそれこそ授業の練習するときに教えることができるんですけれども、例えば市教委としては、先ほどの使わないときは電源を切るということのなぜそれをするのかということ、もしかするとそこで困り感を生じている子どもがいるかもしれないということを伝えることで、先生方にまず理解をしてもらうというところから始めていければと考えておるところです。

○議長（陶山良尚議員） 5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） 細かいことはいろいろあるにしても、今までおっしゃっていただいたような内容で一つ一つの出来事に対処していくことで、仮に病気のこの症状を持っている子がいたとして、それ自体は治らないかもしれませんが、いずれ学校生活、社会生活を送っていく上ではとても大切な要素を埋めていくことができると思うので、そこは期待したいと思います。

この点について、最後まとめて言いますけれども、教訓のようなものがあるように思っています。2つあるんですけれども、一つは、よく聞かれるWHOではなくて、ヨーロッパの科学技術研究協力機構というのがこれに関してファクトシートというのを出しているんですけれども、基本的な立場は総務省と一緒にです。原因、因果関係等は分かっていない。ただし、以下3つのことを念頭に置いて、体系的にアプローチしていく必要があると。1つは、その情報提供です。今最後に言ったこともそれに関わると思うんですけれども、情報提供。2つ目、個人的にはこれがとても大切だと思っているんですけれども、初期の症状のある人に対しては援助を申し出ると。理由が何であろうと困っている人に手を差し伸べるという姿勢だと思います。冒頭、市長にもあえて聞いたのは、コロナ禍だからというのものもあるんですが、地方自治体にとってはこの姿勢はとても大切だと思うので、初期症状の人には援助を申し出るという姿勢で臨んでいただきたいと思います。そして、もう重篤もしくは長期の症状を持っている方については、治療をします。これはもう当然かもしれませんし、先ほどで言うと専門機関という範疇に入っていくと思います。この3つ、特に2つ目を市には留意していただきたいなと思っています。

す。

もう一つ、こうした国際的な機構での生体への電磁波の生体影響と申しますか、その評価に関わった日本人の方が書かれていたものがあるんですけども、2つ大切なことがあると。一つは研究、これは総務省も言っていることです。研究が必要だと。まだ分からないことが残っている。もう一つは、リスクコミュニケーション。リスクコミュニケーションというのは、簡単に言えば正確な情報を関係者がみんなで共有すると。その上で解決策、合意形成というのを図っていくと。これは私も本当に大切だと思います。このリスクコミュニケーションのことを最後に言ったのは、この考え方は2件目に太宰府市が持っている指導要綱にも生きているのではないかと受け止めていますので、最後にこれを述べといて、2件目のほうに移りたいと思います。

○議長（陶山良尚議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（濱本泰裕） 2件目の太宰府市携帯電話基地局の設置に関する指導要綱についてご回答いたします。

携帯電話基地局は、昨年度に6件、本年度はこれまで4件の設置届が提出されていますが、5Gに対応した携帯電話基地局であるかは確認できておりません。変更届や相談につきましては、事業者1社から既存の携帯電話基地局を5Gに対応するための変更工事に関し、指導要綱による届出の要否についての問合せがあり、届出の必要はない旨を説明した上で、周辺住民の方から説明を求められた場合は必要に応じてご対応いただくようお願いしています。

変更工事により5G対応となった携帯電話基地局や指導要綱に定義する施設以外の施設での5Gの導入が市内で行われた例については把握できておりません。

また、携帯電話基地局の変更工事についても新設と同様の定めが必要とのことですが、5G電波に対応するための既存の携帯電話基地局の変更工事については、今のところ事業者による設置計画の周知及び説明を求める指導要綱の改正は予定しておりませんが、指導要綱第7条第7項に、事業者は、既存の携帯電話基地局について、近隣住民、周辺住民または区自治会の代表者から説明を求められた場合は、必要に応じてこれに対応するよう努めるものとする規定しており、これにより対応するところで考えております。

なお、現在、WHOを中心に国際的な取組として世界中で電波と健康についての研究が行われており、総務省から発表される情報と併せて引き続き情報収集に努めてまいります。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） 5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） ありがとうございます。

初めに、これ6月の続きという面もあるので、市長に確認しておきたいんですけども、最初質問を読み上げたときに、6月の予防原則についての市の見解を私が自分の言葉でまとめたんですけども、あえてもう一回言えば、国の設けている基準、規制については市独自の運用をすることはしない、しかし市民の心配や不安には可能な限り対応することが必要だということ

でしたけれども、このように理解してよろしいかということを確認したいと思います。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） すみません、私も先日の答弁全て覚えているわけではないんですが、基本的には予防原則について、先日いたした答弁は責任持っていたしておりますので、それで構いません。

○議長（陶山良尚議員） 5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） ありがとうございます。予防原則ということを確認させていただいたのは、先ほどリスクコミュニケーションという言葉を出した後でこちらに来たんですけれども、予防原則というのが、これ経営学の用語らしいんですけれども、リスクマネジメントというものの一つの策としてあるようです。一旦説明したほうがいいのか。リスクをどう管理していくか、あり得る危険をどう管理していくかという一つの方法ということですね。

先ほども私がまとめたとおりでいいのであれば、太宰府市としては市民の心配や不安には可能な限り対応していきたいということだと思うんですけれども、これは先ほど教育部のほうでは学校内のこととしては確認できた内容だというふうに考えています。その上で、実態をあえて聞いたので、そこで確認させていただきたいんですけれども、5Gに対応した携帯電話基地局等があるかについては、簡単に言うと把握していないということですね。単純にないかもしれないので、そのこと自体がどうという問題ではないんですけれども、逆に言うと、把握しようと思ったときには今の要綱では把握し切れないというふうに考えていいのかどうか、その点についてお答えいただきたいと思います。

○議長（陶山良尚議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（濱本泰裕） 現在の要綱では携帯基地局を設置する場合に届出をするということになっておりますので、5Gになったかどうかということの把握はできないような中身になっております。

○議長（陶山良尚議員） 5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） 他方で、第7条第7項で、近隣住民、周辺住民、自治会の代表者から説明が求められた場合にはという文言があるんです。これによって対応していきたいということでありましたけれども、これは説明が求められた場合にはということなので、これだけでは今のご回答の再確認のようなものかもしれませんけれども、全てを把握していくということではできないというふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（濱本泰裕） この指導要綱ができましたのが平成26年ですけれども、それ以降、設置につきましては全てを把握できるということになりますけれども、変更とか改造、そういったものについては把握ができないということでございます。

○議長（陶山良尚議員） 5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） 要綱が制定されたのは、先ほどちょっと言いましたけれども、ちょうど

障害者権利条約であるとか、SDGsといったものが採択されるちょうどその前後の時期なんです。その頃にこういうものができたこと自体はとても評価していいことだと思いますけれども、その後5年、6年とたつ間にSDGsは非常に一般化しましたし、問題として考え得るのは、当時の要綱のままで今の状況に対応できるのかと。もっと言えば、最初に言いましたけれども、技術の革新が生活環境を変えていくというのであれば、それに対応していけるのかという問題。先ほど予防原則のことを確認させていただいたのは、その中に可能な限りという言葉が入っているんです。今回の質問でも、最後、要綱を変更することは可能なのかという聞き方をしていますけれども、現時点で要綱を変更までも対象にすることは考えていないということでしたけれども、それは考えていないだけなのか、不可能なのか、そのどちらなのかをお答えいただきたいと思います。

○議長（陶山良尚議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（濱本泰裕） 現在つくっております指導要綱と申しますのは、市民の皆様、事業者の皆様、それぞれの立場を考えた上で定めております。制度的にできないかということではないんですけれども、現時点ですることは考えていないということでお答えをしたところで

○議長（陶山良尚議員） 5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） これ議論し出すと時間かかってしまうんで、簡単に言うと、不可能というわけではないけれども、今やれる範囲ではそういう状況にあるというような理解でいいかと思うんです。ただ、問題と懸念する点は幾つかあるんですけれども、リスクコミュニケーションにしても、マネジメントというのにしても、どんどん状況が変わっていく中で対応し得るように、かつ電波環境が変わっていくことは予測可能な、それがどういう影響を持つかは分からないにしても、変わっていくこと自体はまず確実だし、かつ十分に予測できる。もう可能性どころか蓋然性、ほとんど必然性が高い。そういう世の中の流れの中で五、六年前に定めた要綱で把握し切れない部分が残るということをそのままに放置しておいて、放置という言葉が言い過ぎかもしれませんが、そのままでは残るところがあると。これは市長にお尋ねしたほうがいいのかと思うんですが、そのことに不安を感じることはないでしょうか、市長として。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） すみません、本当に予測していなかったもんですから、もう一回お聞きしますけれども、そのことにということでしたけれども……。

（5番笠利 毅議員「分からないことに対して」と呼ぶ）

○市長（楠田大蔵） 分からないことなのか。

ちょっと長くなりますけれども、私自身もかなりいろいろ目に見えないものも含めていろいろ気になるほうでして、ちょっと話されるかもしれませんが、昔蚊に刺されたときに、どう考えても人より自分がかゆいんだと思い込んでいたんですけれども、周りにも説明できず、そういうことも含めて自分が分からないことに対して分からないことを、もう一回いいで

すか、すみません。分からない……。

(5番笠利 毅議員「分からないところが残る」と呼ぶ)

○市長(楠田大蔵) 分からないところが残る、ですからいずれにしても自分に置き換えても、何かこうしたことについて証拠がないとか、いろいろな目に見えないとか、そういう中で把握ができないけれども、自分自身が気になってしょうがないと。それがしかも分かってもらえなければ余計気になってしまうということはやっぱりあるんじゃないかと思っています。

○議長(陶山良尚議員) 5番笠利毅議員。

○5番(笠利 毅議員) 分からないところというのは、先ほどの文脈だと、電波環境、主観的なものというよりは客観的な市民生活を取り囲んでいる環境について分からないところが残らざるを得ないというような要綱の現状ということについてだったんですけども、生活実感で答えていただいたこと自体はそれはそれでよしとしたいと思います。

ただ、私としては、太宰府市、一つの地方自治体が、これからの社会環境の変化の中で、市民の暮らしと生活と命を守るために知っておかなければならないとまでは言わないにしても、知っておいたほうがよいだろうと思われる範疇に属することがどうしても知ることができないまま残るということをおいていいのだろうかということなんです。先ほど教育の分野では、まずは先生には確実に知ってもらおうというような方向性で考えていただけると思っていますけれども、学校の外を出れば、それは仕組みとして何かしら生活環境の変化を把握するすべというのを持っとくにこしたことはない。それによって正確な状況を把握しないことにはリスクコミュニケーションもリスクマネジメントもできない。ここは部長に確認すればいいかと思うんですけども、指導要綱、目的としているものがあつたと思うんです、何をしたいか。それをもう一回言っていたいただければと思います。

○議長(陶山良尚議員) 市民生活部長。

○市民生活部長(濱本泰裕) この指導要綱の目的は、一番最初に書いてあるんですけども、携帯基地局の設置に係る市民と事業者との紛争を未然に防止すること、これが目的でございます。

○議長(陶山良尚議員) 5番笠利毅議員。

○5番(笠利 毅議員) 紛争は望ましくないので、一種のリスクがそこにあるので、このような要綱を定めたと考えていいと思います。

未然に防ぐためには、あらかじめ予測して動かなければならないと思うんです。今日、最終的な結論をここで出していただこうとは思いませんけれども、変わり行く生活環境、現在幸いにして太宰府市はこの件について言えば指導要綱というものを持っていて、常に古くなっていく情報でしかないかもしれないけれども、それをつかむすべを要綱という形で持っている。それをこれから世の中の変化に合わせて常に最新の情報をもつかんでいけるように工夫していかないかということを考えていただきたいと思っています。趣旨が伝わっていればいいのですが。

最後に、予定ではあと10分間しゃべるんですけども、今回このテーマを取り上げたのは、私自身がずっと気にしていたというのもあるんですけども、昨日来の一般質問を通じても感じたことですけども、コロナのこの一年の中で、ちょっと言えば、国というものが地方自治体にとってはリスク要因であるということが、何らかの意味では、人それぞれ受け止め方はあろうかと思えますけれども、明らかになったという面はあろうかと思えます。逆に言うと、県であれ、市町村であれ、自分たちでできることを自分たちでしっかり把握して、自分たちで判断していくということが強く求められるし、期待されるようになってきたと思えます。

今回2つの似たようなものを別々に取り上げる中で言いたかったことは、一つは、困っている人に目を向けてほしいということ、そのためには周りが知ることと周りの様子をしっかりと把握するというを常に心がけていただきたいと、そのことを強く思っています。市長に対しては、そうした先が読めない中で決断せざるを得ない。これは市長に限らず、例えばG o T o キャンペーンについてもそうです。エビデンスはないと言いながら予防的な措置を取るとして、最初に札幌と大阪を除外したと。論理的にはむちゃくちゃです。むちゃくちゃですけども、間違った判断かという、必ずしもそうではないかもしれない。緊張感の高いまた来年になろうかと思えますけれども、職員の皆さんには一人一人への視線としっかり正確なことを事務員自ら知って、市民に伝えることを気をつけていただきたいし、市長には何かのときにはしっかりした考えに基づいて判断できるようにということを心がけていただきたいと思っています。いい方向に、まずは学校の授業がきちんと始まることを祈りつつ、質問を終わりたいと思えます。

○議長（陶山良尚議員） 5番笠利毅議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（陶山良尚議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、12月18日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後4時01分

~~~~~ ○ ~~~~~